

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年7月8日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 藤川 克己
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	青木 章人
【電話番号】	050-4561-2572
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受 益証券に係るファンドの 名称】	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回 決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコー ス）＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜ 年2回決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算 型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回 決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜ 年2回決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回 決算型＞ アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース） ＜年2回決算型＞
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受 益証券の金額】	継続募集額 各ファンドにつき 上限 8,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】**(1) 【ファンドの名称】**

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞
 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞
 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞
 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞
 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞
 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞
 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞
 アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞

ファンド名称について

正式名称のほかに、略称等で記載する場合があります。

年2回決算型	
正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券（ユーロコース）年2回、 ユーロコース（年2回決算型）、ユーロコース

正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券（米ドルコース）年2回、 米ドルコース（年2回決算型）、米ドルコース

正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券（豪ドルコース）年2回、 豪ドルコース（年2回決算型）、豪ドルコース

正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券（ブラジルリアル）年2回、 ブラジルリアルコース（年2回決算型）、ブラジルリアルコース

正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券（資源国通貨）年2回、 資源国通貨コース（年2回決算型）、資源国通貨コース

正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券（メキシコペソ）年2回、 メキシコペソコース（年2回決算型）、メキシコペソコース

正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券（トルコリラ）年2回、 トルコリラコース（年2回決算型）、トルコリラコース

正式名称	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞
略称等	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券（円コース）年2回、 円コース（年2回決算型）、円コース

なお、以上を総称して「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」、「年2回決算型」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド8,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

① 発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。

※「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権１口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社（「(12) その他 ⑤ その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.3%（税抜3.0%）です。「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

スイッチングのお取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。申込単位については販売会社にお問合せください。

（７）【申込期間】

2025年7月9日から2026年1月8日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ただし、ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合は、お申し込みできません。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所（「販売会社」）については、後記「(12) その他 ⑤ その他」のお問合せ先にご照会ください。

※販売会社によっては、お取扱いコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

(9) 【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに取得申込総金額[※]を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。
※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 取得申込みの方法等

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

④ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

⑤ その他

委託会社へのお問合せ先



第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（1）【ファンドの目的及び基本的性格】****① ファンドの目的**

高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／海外／債券に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産 ()
追加型	内外	資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	<円コース> あり (フルヘッジ)
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信	年4回	北米		<円コース以外> なし
		欧州		
	年6回 (隔月)	アジア オセアニア	ファンド・オブ ・ファンズ	<円コース以外> なし
	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 (低格付債))) ※	日々	中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券 （債券 社債（低格付債）））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に債券のうち社債（低格付債）を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 社債（低格付債））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

*商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ 信託金の限度額

各ファンドの信託金の限度額は、各1兆円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1. 各ファンドは、欧州のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を実質的な主要投資対象とします。

- 各ファンドは、欧州のハイイールド債を主要投資対象とする外国籍投資信託「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」または「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルリアル」と、国内籍投資信託「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式[※]で運用します。

※ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。投資信託証券を以下、「投資信託」と記載します。

- 資源国通貨コースは、各外国籍投資信託の3つのシェアクラスに均等に投資を行います。
- 欧州のハイイールド債の運用は、アムンディ・アセットマネジメントが行います。

*各ファンドの外国投資信託への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。

2. 「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」は、投資する外国籍投資信託における為替取引が異なる8つのコースから構成されています。

- 米ドルコース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、資源国通貨コース、メキシコペソコース、トルコリラコースでは、ユーロ売り／取引対象通貨買いの為替取引を行います。
- 円コースでは、為替変動リスクの低減を目的として、ユーロ売り／円買いの為替取引（対円での「為替ヘッジ」といいます。）を行います。
- ユーロコースでは、対円での為替ヘッジを行いません。

<ファンドの収益源/基準価額変動要因のイメージ>

		為替取引によるプレミアム/コスト	為替変動
 ユーロコース	欧州のハイ・イールド債	+	円/ユーロ
 米ドルコース		+	円/米ドル
 豪ドルコース		+	円/豪ドル
 ブラジルリアルコース		+	円/ブラジルリアル
 資源国通貨コース		+	円/資源国通貨*
 メキシコペソコース		+	円/メキシコペソ
 トルコリラコース		+	円/トルコリラ
 円コース		+	

*本書での「取引対象通貨」は、「米ドル」、「豪ドル」、「ブラジルリアル」、「資源国通貨（ブラジルリアル、豪ドルおよび南アフリカランド）」、「メキシコペソ」、「トルコリラ」、「円」を指します。

*円コースでは、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。円コース以外の為替取引が異なるコースでは、為替取引を行う際に外国籍投資信託が保有する実質的なユーロ建資産額と為替取引額を一致させることができないため、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける場合があります。

*ユーロコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、主に円に対するユーロの為替変動の影響を大きく受けます。

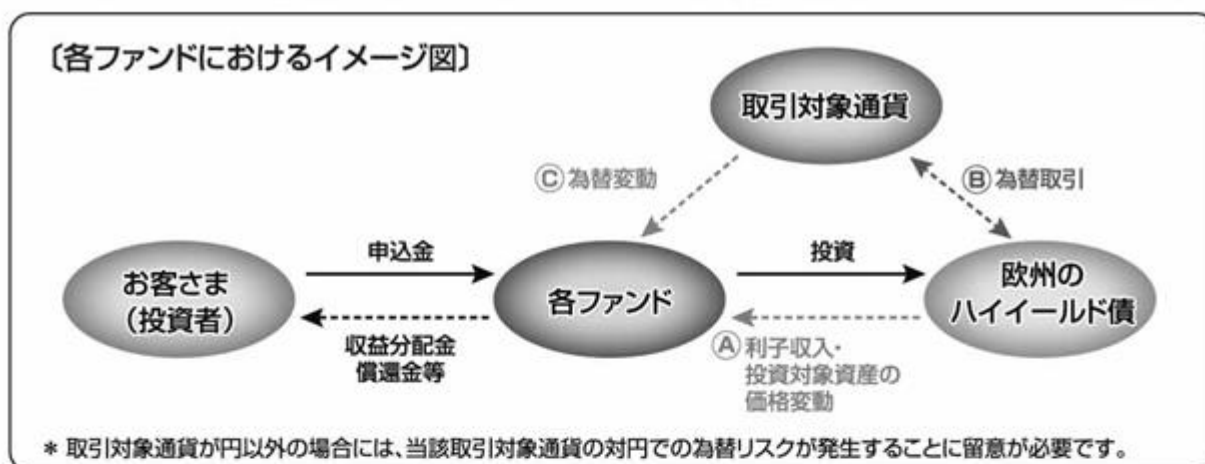
※資源国通貨とは…

原則として、代表的な資源国であるブラジル、オーストラリアおよび南アフリカの3カ国の通貨（ブラジルリアル、豪ドルおよび南アフリカランド）を均等に配分したものを以下「資源国通貨」といいます。実際には次の3つのシェアクラスに均等に投資することで実現します。



〔通貨選択型投資信託の収益のイメージ〕

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などの投資対象資産への投資に加えて、為替取引の対象通貨を選択できるように設計された投資信託です。なお、各ファンドの実質的な投資対象資産は欧州のハイイールド債です。



* 各ファンドは、実際の運用においてはファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

* ユーロコースでは原則として対円での為替ヘッジを行いません。円コースでは、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。

- 各ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



収益を得られる ケース	- 金利の低下 - 発行体の信用状況の改善	取引対象通貨の短期金利 > ユーロの短期金利	- 円に対して取引対象通貨高 - 円に対してユーロ高（ユーロコースの場合）
	債券価格の上昇 債券価格の下落	プレミアム（金利差相当分の収益）の発生 コスト（金利差相当分の費用）の発生	為替差益の発生 為替差損の発生
損失やコストが 発生するケース	- 金利の上昇 - 発行体の信用状況の悪化	取引対象通貨の短期金利 < ユーロの短期金利	- 円に対して取引対象通貨安 - 円に対してユーロ安（ユーロコースの場合）
		*ユーロコースを除きます※1。	*円コースを除きます※2。

※1 ユーロコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※2 円コースでは、原則として対円での為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。

* 一部の取引対象通貨については、NDF取引を用いて為替取引を行います。NDF取引による価格は需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から想定される為替取引の価格と大きく乖離し、当該金利差から想定される期待収益性と運用成果が大きく異なる場合があります。

* 市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

3. 各ファンドは、毎決算時（原則として毎年4月および10月の各8日。休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

〔収益分配金に関する留意事項〕

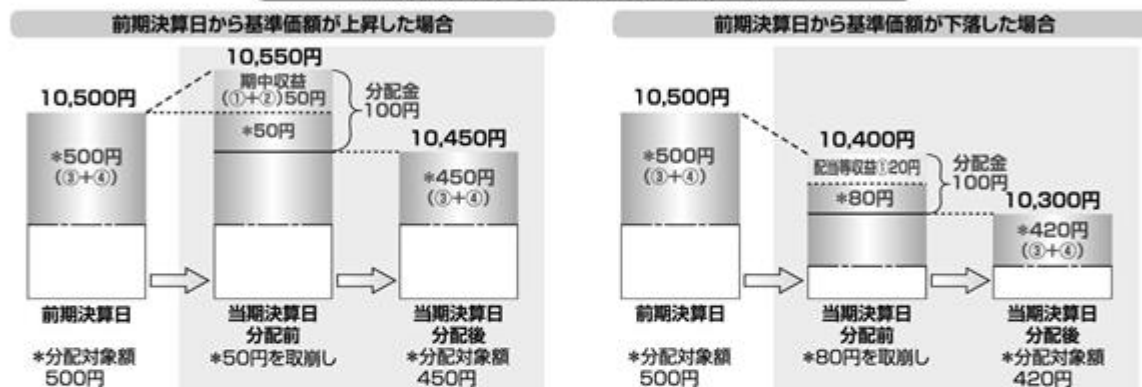
● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



● 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

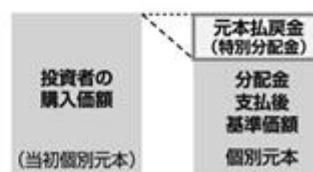
● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

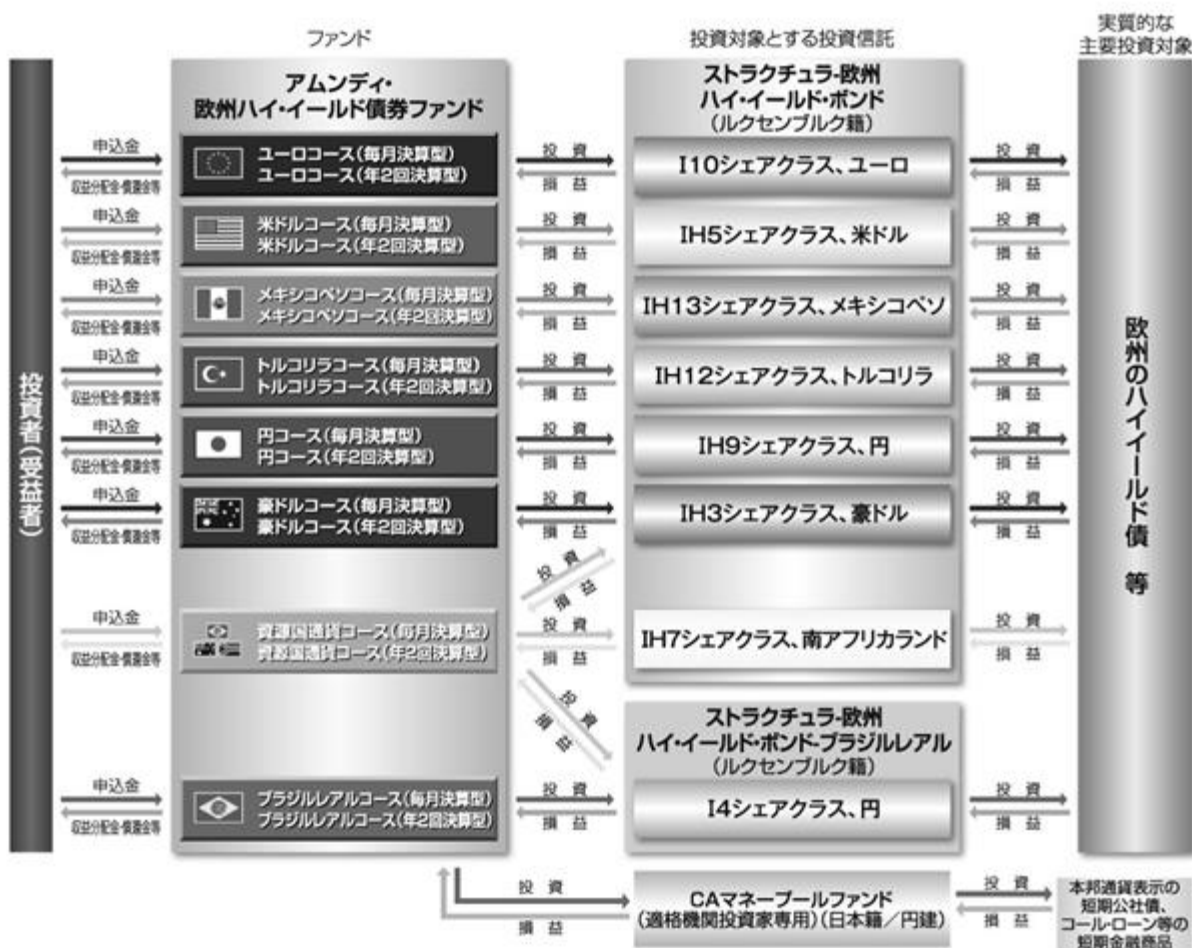
◆ 資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2016年1月14日 投資信託契約締結、設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

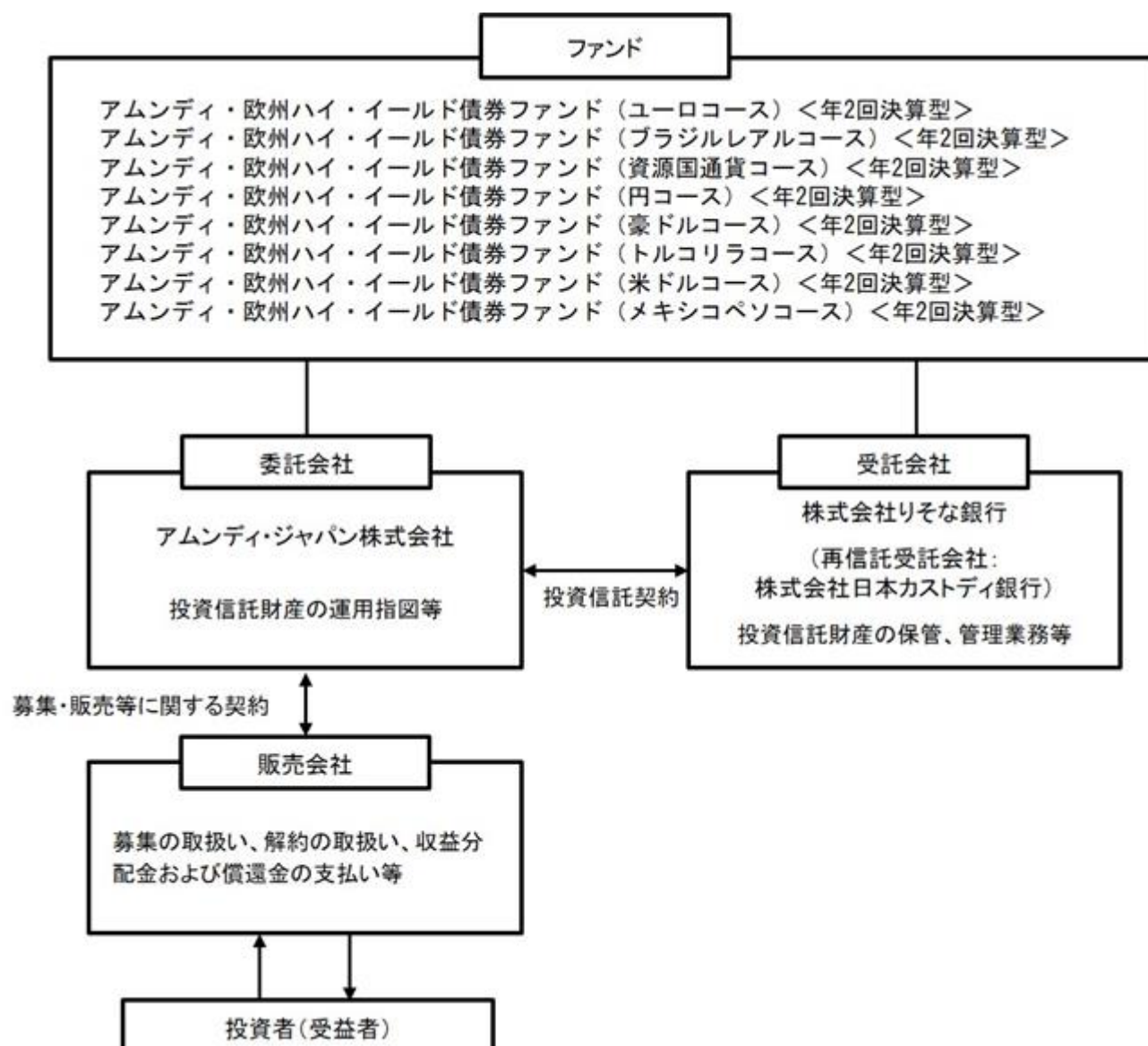
ファンドの仕組みは、以下の通りです。
[イメージ図]



*各ファンドの外国投資信託への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 （証券投資信託にかかる投資信託契約 （投資信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り91-93	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 運用方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

＜ユーロコース＞

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクのある円建（本邦通貨表示）の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- (ニ) 組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜ブラジルリアルコース＞

- (イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをブラジルレアルの為替リスクに変換した投資法人の発行する円建（本邦通貨表示）の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

- （ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- （ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- （ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- （ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<資源国通貨コース>

- （イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをブラジルレアル、豪ドルおよび南アフリカランドの為替リスクに変換した各投資信託証券を主要投資対象（原則として各通貨が均等になるように投資します。）とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- （ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- （ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- （ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- （ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<円コース>

- （イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを対円でヘッジした円建（本邦通貨表示）の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- （ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- （ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- （ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- （ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<豪ドルコース>

- （イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを豪ドルの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- （ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

- （ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- （ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- （ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<トルコリラコース>

- （イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをトルコリラの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- （ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- （ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- （ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- （ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<米ドルコース>

- （イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを米ドルの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- （ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- （ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- （ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- （ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<メキシコペソコース>

- （イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをメキシコペソの為替リスクに変換した投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- （ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- （ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。
- （ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- （ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

【投資対象ファンドの選定方針】

委託会社は、アムンディで運用される欧州のハイイールド債を主要投資対象とするファンドとアムンディ・ジャパン株式会社が運用するマネーファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針が各ファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. 各ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

■各ファンドが投資対象とする投資信託の概要

外国籍投資信託																										
ファンド名	■ストラクチュラ-欧州ハイ-イールド・ボンド(I10シェアクラス、ユーロ) ■ストラクチュラ-欧州ハイ-イールド・ボンド(IH5シェアクラス、米ドル) ■ストラクチュラ-欧州ハイ-イールド・ボンド(IH3シェアクラス、豪ドル) ■ストラクチュラ-欧州ハイ-イールド・ボンド(IH7シェアクラス、南アフリカランド) ■ストラクチュラ-欧州ハイ-イールド・ボンド(IH13シェアクラス、メキシコペソ) ■ストラクチュラ-欧州ハイ-イールド・ボンド(IH12シェアクラス、トルコリラ) ■ストラクチュラ-欧州ハイ-イールド・ボンド(IH9シェアクラス、円) ■ストラクチュラ-欧州ハイ-イールド・ボンド-ブラジルレアル(I4シェアクラス、円)																									
ファンドの形態	ルクセンブルク籍会社型投資信託																									
ファンドの特色	欧州のハイイールド債を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行います。 また、ブラジルレアルにおいては、上記に加え、実質的なユーロ建資産を、原則として対ブラジルレアルで為替取引を行います。																									
投資方針	1) 投資対象 ①欧州のハイイールド債を主要投資対象とします。 ②外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引等を活用します。 2) 投資態度 ①原則として、純資産総額の4分の3以上をハイイールド債(含むデリバティブ)に投資します。 ②原則として、欧州のハイイールド債を中心に投資します。 ③原則として、純資産総額の4分の3以上をユーロ建・ポンド建の資産に投資します。 ④ユーロ建以外の資産に投資する場合、原則として対ユーロで為替取引を行います。 ⑤投資選格債に投資する場合がありますが、その投資割合は原則として純資産総額の20%以内とします。 ⑥各シェアクラスにおいて、実質的なユーロ建資産に対して原則として以下の為替取引または対円での為替ヘッジを行います(除くブラジルレアル(I4シェアクラス、円))。 ⑦ストラクチュラ-欧州ハイ-イールド・ボンド-ブラジルレアルは、ファンドにおいてユーロ建資産に対して原則としてブラジルレアルの為替取引を行います。なお、I4シェアクラス、円(円建)において為替取引は行いません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>シェアクラス</th><th>通貨建</th><th>為替取引等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I10シェアクラス、ユーロ</td><td>円</td><td>実質的にユーロ建資産を保有します。</td></tr> <tr> <td>IH5シェアクラス、米ドル</td><td>米ドル</td><td>実質的なユーロ建資産を、原則として対米ドルで為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>IH3シェアクラス、豪ドル</td><td>豪ドル</td><td>実質的なユーロ建資産を、原則として対豪ドルで為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>IH7シェアクラス、南アフリカランド</td><td>南アフリカランド</td><td>実質的なユーロ建資産を、原則として対南アフリカランドで為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>IH13シェアクラス、メキシコペソ</td><td>メキシコペソ</td><td>実質的なユーロ建資産を、原則として対メキシコペソで為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>IH12シェアクラス、トルコリラ</td><td>トルコリラ</td><td>実質的なユーロ建資産を、原則として対トルコリラで為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>IH9シェアクラス、円</td><td>円</td><td>実質的なユーロ建資産を、原則として対円での為替ヘッジを行います。</td></tr> </tbody> </table> ⑧資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。		シェアクラス	通貨建	為替取引等	I10シェアクラス、ユーロ	円	実質的にユーロ建資産を保有します。	IH5シェアクラス、米ドル	米ドル	実質的なユーロ建資産を、原則として対米ドルで為替取引を行います。	IH3シェアクラス、豪ドル	豪ドル	実質的なユーロ建資産を、原則として対豪ドルで為替取引を行います。	IH7シェアクラス、南アフリカランド	南アフリカランド	実質的なユーロ建資産を、原則として対南アフリカランドで為替取引を行います。	IH13シェアクラス、メキシコペソ	メキシコペソ	実質的なユーロ建資産を、原則として対メキシコペソで為替取引を行います。	IH12シェアクラス、トルコリラ	トルコリラ	実質的なユーロ建資産を、原則として対トルコリラで為替取引を行います。	IH9シェアクラス、円	円	実質的なユーロ建資産を、原則として対円での為替ヘッジを行います。
シェアクラス	通貨建	為替取引等																								
I10シェアクラス、ユーロ	円	実質的にユーロ建資産を保有します。																								
IH5シェアクラス、米ドル	米ドル	実質的なユーロ建資産を、原則として対米ドルで為替取引を行います。																								
IH3シェアクラス、豪ドル	豪ドル	実質的なユーロ建資産を、原則として対豪ドルで為替取引を行います。																								
IH7シェアクラス、南アフリカランド	南アフリカランド	実質的なユーロ建資産を、原則として対南アフリカランドで為替取引を行います。																								
IH13シェアクラス、メキシコペソ	メキシコペソ	実質的なユーロ建資産を、原則として対メキシコペソで為替取引を行います。																								
IH12シェアクラス、トルコリラ	トルコリラ	実質的なユーロ建資産を、原則として対トルコリラで為替取引を行います。																								
IH9シェアクラス、円	円	実質的なユーロ建資産を、原則として対円での為替ヘッジを行います。																								
主な投資制限	①格付が付与されていない債券への投資割合は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ②同一発行体の発行する債券への投資割合は、原則として純資産総額の5%以内とします。ただし、欧州諸国の国債等への投資割合は、原則として純資産総額の20%以内とします。																									
収益分配方針	原則として、毎月分配を行う方針です。																									
運用プロセス	①ボトムアップ 以下のプロセスを用い、投資対象となる発行体を選別 ・スクリーニング 規模・流動性等によるスクリーニング ・ファンダメンタル分析 詳細な財務分析 ・発行体・セクター選択 見直しに基づき投資機会を判断 ②トップダウン 主に以下の点を考慮し、市場リスクを調整 ・マクロ経済見通し 経済、政策、主なリスク、クレジットサイクル ・企業の健全性 財務比率の傾向、デフォルト見直し等 ・バリュエーション スプレッド分析、他資産・他業種に対する相対価値 ・テクニカル要因 新発債、資金フロー、需供サイクル ③ポートフォリオ構築 投資する債券・組入比率を決定 ④リスクのモニタリング *運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。																									
投資顧問会社	アムンディ・ジャパン株式会社	副投資顧問会社 アムンディ・アセットマネジメント																								

国内籍投資信託

ファンド名	CAマネー・プールファンド(適格機関投資家専用)
ファンドの形態	日本籍契約型投資信託(円建)
ファンドの特色	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社

*上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

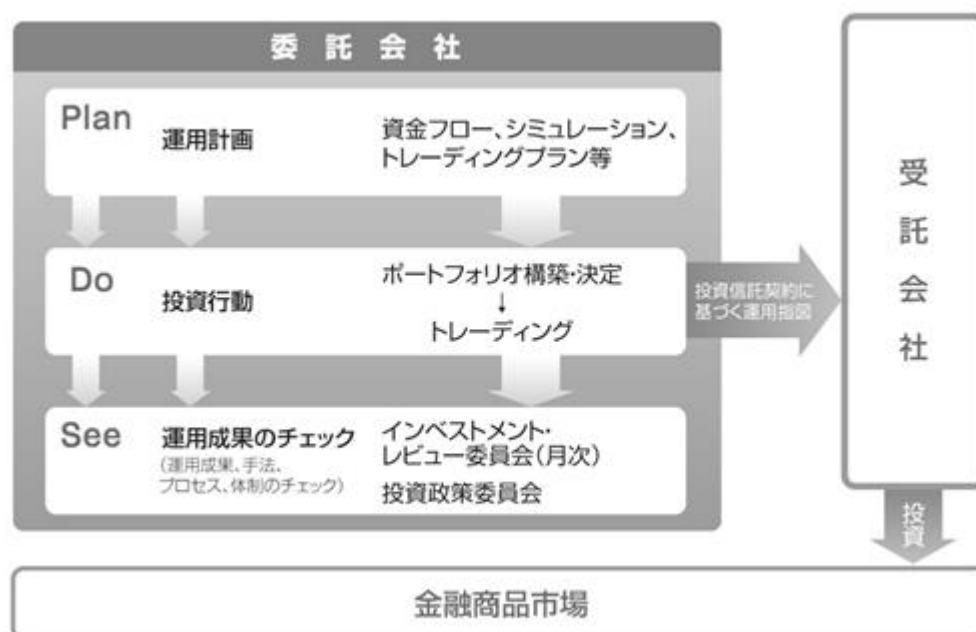
（２）【投資対象】

- ① 投資の対象とする資産の種類（ユーロコース、ブラジルリアルコースおよび円コースについては本邦通貨表示のものに限ります。）
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- イ 有価証券
 - ロ 金銭債権
 - ハ 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ 為替手形
- ② 投資対象とする有価証券
- ファンドは、主として別に定める投資信託証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
- (a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - (b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)の証券の性質を有するもの
 - (c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 - (d) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - (e) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ③ 投資対象とする金融商品
- 委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- (a) 預金
 - (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 - (c) コール・ローン
 - (d) 手形割引市場において売買される手形
 - (e) 外国の者に対する権利で(d)の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の(a)から(e)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することが出来ます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネジャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



- ＊ 委託会社の運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・流動性リスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年4月および10月の各8日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

（a）分配対象額

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（b）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（c）留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配

1) 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（i）投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ii）売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払

1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います（決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します。）。

2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。

4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（５）【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

- （イ）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- （ロ）ブラジルリアルコース、ユーロコース、円コースについては、原則として、外貨建資産への直接投資は行いません。
- （ハ）米ドルコース、豪ドルコース、資源国通貨コース、メキシコペソコース、トルコリラコースについては、外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- （ニ）デリバティブの直接利用は行いません。
- （ホ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への直接投資は行いません。
- （ヘ）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ト）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

（１）基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。各ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。各ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

各ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託は、主に欧州のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を投資対象としています。債券の価格はその発行体の経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が下落するリスクがあります。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。当該債券の価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額も下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

② 為替変動リスク

■米ドルコース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、資源国通貨コース、メキシコペソコース、トルコリラコース

- ・各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則としてユーロ売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、各ファンドは円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、取引対象通貨の為替相場が円高方向に進んだ場合には、各ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、為替取引を行う際に実質的なユーロ建資産額と為替取引額を一致させることはできませんので、基準価額は主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替取引を行う際に取引対象通貨の金利がユーロ金利より低い場合、ユーロと取引対象通貨との金利差相当分の費用（為替取引によるコスト）がかかることにご留意ください。
- ・一部の取引対象通貨については、外国籍投資信託においてNDF取引[※]（ノン・デリバラブル・フォワード、直物為替先渡取引）を用いて為替取引を行います。NDF取引による価格は需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から想定される為替取引の価格と大きく乖離し、当該金利差から想定される期待収益性と運用成果が大きく異なる場合があります。

※ NDF取引とは、現物通貨の取引規制が厳しい通貨や為替市場が未成熟な通貨の為替取引を行う場合に、あらかじめ約定したNDFレートと満期時の直物為替レートとの差から計算される差金のみをユーロまたはその他主要通貨で決済する相対取引です。

■ユーロコース

ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、主に円に対するユーロの為替変動の影響を大きく受けます。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

■円コース

ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則としてユーロ売り、円買いの為替ヘッジ（対円での為替ヘッジ）を行うことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。なお、為替ヘッジを行う際に円金利がユーロ金利より低い場合、ユーロと円との金利差相当分の費用（為替ヘッジコスト）がかかることにご留意ください。

③ 流動性リスク

各ファンドに対して短期間で大量の換金の申込があった場合には、各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託において、組入有価証券の売却および為替取引の解消を行います。ハイイールド債および為替市場の特性から市場において十分な流動性が確保できない場合があり、その場合には市場実勢から想定される妥当性のある価格での組入有価証券の売却および為替取引の解消が出来ない場合、あるいは当該換金に十分対応する金額の組入有価証券の売却および為替取引の解消が出来ない場合があります。この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

④ 信用リスク

- ・各ファンドが実質的に投資する債券の発行体や主要投資対象の外国籍投資信託が行う為替取引等の取引相手方等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化という事態は信用リスクの上昇を招くことがあり、その場合には実質的に投資する債券の価格の下落および為替取引等に障害が生じ、不測のコスト上昇等を招くことがあります。この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・債券の発行体等および為替取引等の取引相手方が破産した場合は、投資資金の全部あるいは一部を回収できなくなることがあります。その結果、各ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑤ 金利変動リスク

債券価格は、金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

債券の償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなる可能性があります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

① 各ファンドの繰上償還

各ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

② 換金中止

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金請求の受付が中止されることがあります。

③ 分配金に関する留意点

- ・分配金は当該期に各ファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者の各ファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、各ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率は各ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・各ファンドは、毎決算時に、原則として収益分配方針に基づいて分配を行いますが、分配金額はあらかじめ確定しているものではなく、各ファンドの運用状況（基準価額水準および市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

④ ハイイールド債への投資に関する留意点

ハイイールド債（高利回り債/投機的格付債）とは、格付機関によりダブルB格〔BB+格（S & P）/Ba1格（ムーディーズ）〕以下に格付されている社債をいい、より高い信用格付を有する債券に比べて、通常、より高い利回りを提供する一方で組入債券の価格は大きく変動すると考えられます。各ファンドが外国籍投資信託を通じて投資する債券に債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合、あるいは格付機関により信用格付が格下げされた場合等には、当該債券の価格は下落し、その影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイイールド債（高利回り債/投機的格付債）は、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しています。このため、個々の発行体の業績、財務内容の変化や全般的な景気動向の影響を強く受け、債券価格は格付の引上げ、引下げ、信用市場の動向などによって上下に大きく変動します。

⑤ 規制の変更に関する留意点

- ・各ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、各ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

⑥ 流動性リスクに関する留意事項

各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

⑦ その他

- ・前記以外にも、組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、各ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たに各ファンドを購入できなくなります。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- 投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- 投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者・登録金融機関は販売の窓口となります。）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクによる影響があります。）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

- ・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

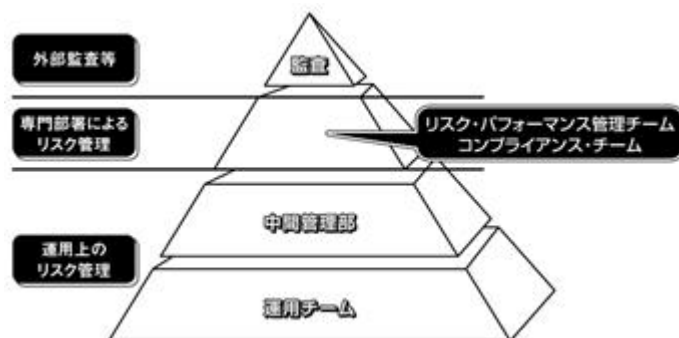
前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

流動性リスクについては次の通りモニタリングおよび管理を行います。

- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

－「ストラクチャル-欧州ハイ・イールド・ボンド」のリスク管理について－

各ファンドの指定投資信託証券の副投資顧問会社であるアムンディ・アセットマネジメントのリスクモニターおよびリスク管理体制は次の3段階で行っています。



■リスク管理

●運用上のリスク管理

運用チームは、中間管理部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認を行います。

●専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスクおよび運用監査の3項目のチェックを行います。ファンド・マネジャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

●外部監査等

クレディ・アグリコル エス・エー（アムンディ・アセットマネジメントの母体）およびアムンディ・アセットマネジメントの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

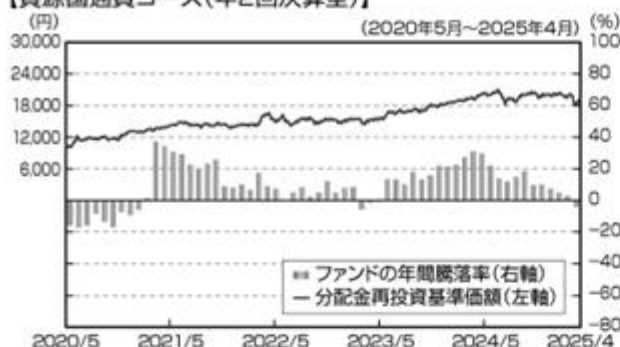
【ユーロコース(年2回決算型)】



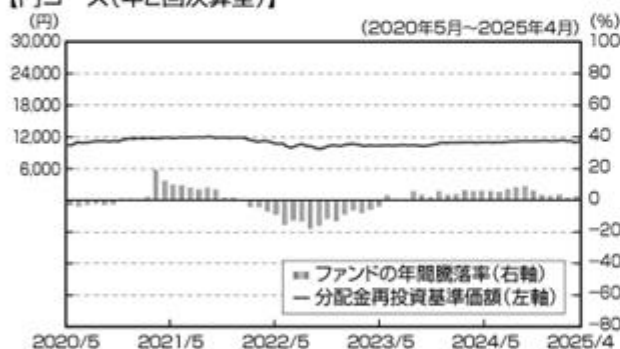
【ブラジルリアルコース(年2回決算型)】



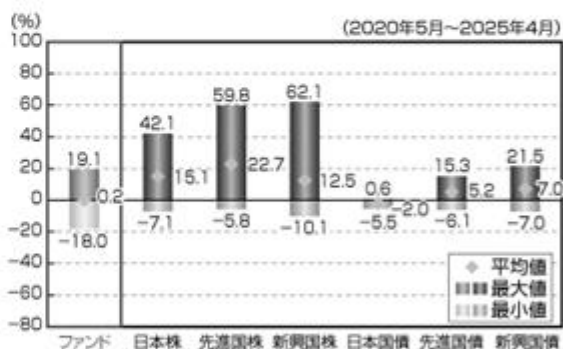
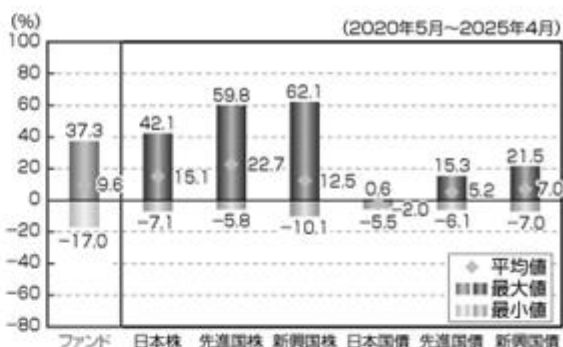
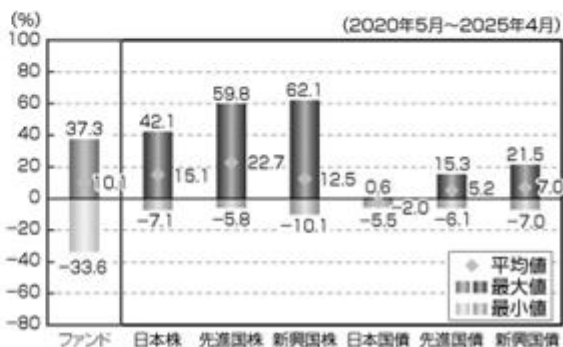
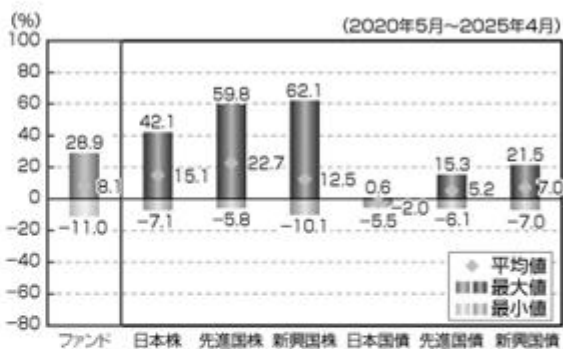
【資源国通貨コース(年2回決算型)】



【円コース(年2回決算型)】



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②の各グラフは、2020年5月から2025年4月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

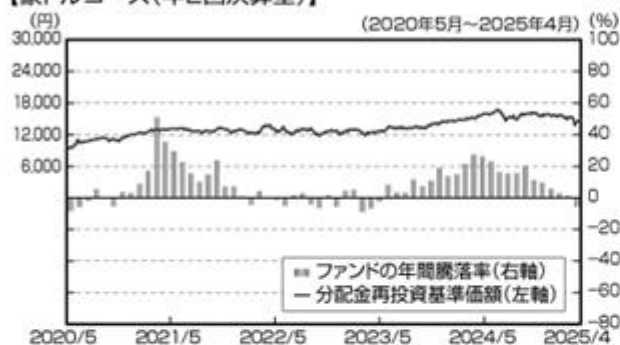
*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的にそれぞれ比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

【豪ドルコース（年2回決算型）】



【トルコリラコース（年2回決算型）】



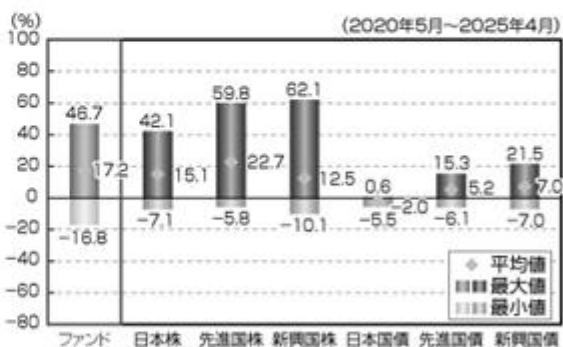
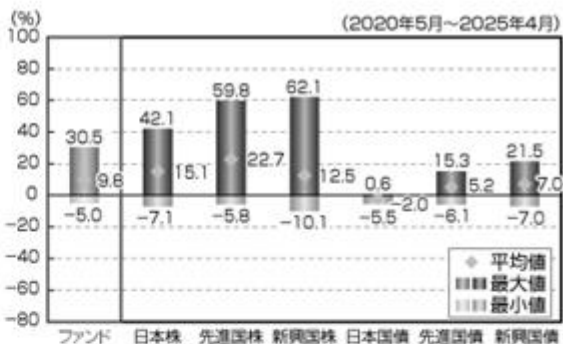
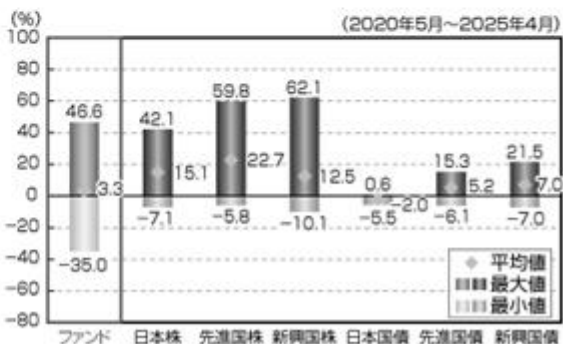
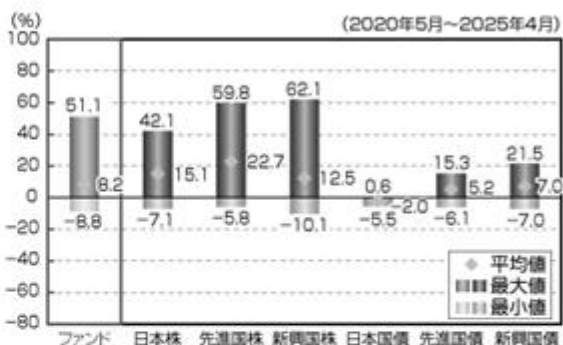
【米ドルコース（年2回決算型）】



【メキシコペソコース（年2回決算型）】



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- *①の各グラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- *②の各グラフは、2020年5月から2025年4月までの5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- *年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
- *②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的にそれぞれ比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

（参考情報）

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社J P X 総研または株式会社J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P X が有します。J P X は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P X は責任を負いません。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」という。）が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

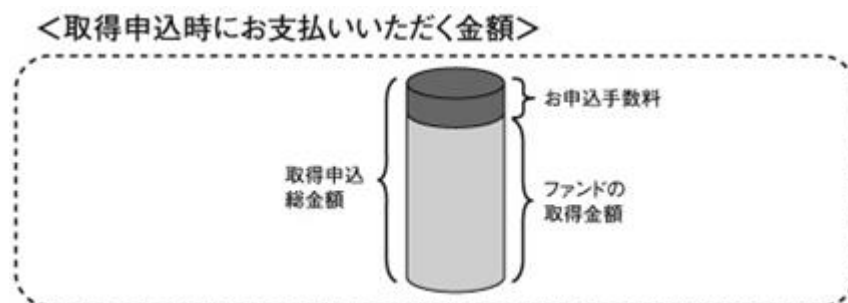
（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
3.3%（税抜3.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

※「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。



販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること。）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。

スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

スイッチングの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

ただし、一部解約の申込を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た投資信託財産留保額[※]が控除されます。

※「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されます。

（3）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.111%（税抜1.01%）を乗じて得た金額とし、各ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬の配分は次の通りとします。

(信託報酬の配分)

支払先	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.28%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.70%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

- ② 信託報酬は、委託会社が定める時期に、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。
- ③ 各ファンドは、主として投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。前記信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。各ファンドが投資対象とする投資信託証券とその信託報酬は次の通りです。

	料率（年率）
「ストラクチャラ-欧州ハイ・イールド・ボンド - ブラジルリアル」	0.67%
「ストラクチャラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」	0.67%
「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」	0.385%*（税抜0.35%）以内 各月毎に決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.3を乗じて得た率（以下「当該率」といいます。）に応じて次に掲げる率とします。 1. 当該率が0.35%以下の場合：当該率 （当該率が、委託会社が任意に定める率以下の場合、任意に定める率とします。ただし、任意に定める率は0.05%以下とします。） 2. 当該率が0.35%超の場合：年10,000分の35

したがって、当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な負担の上限は、年率1.781%（税込）※となります。

※ 各ファンドの信託報酬年率1.111%（税込）に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.67%）を加算しております。各ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

（４）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託会社は、前記①に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ③ 前記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託会社の定める時期または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。
- ④ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額およびコール・ローンの取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。当該諸費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- ⑤ 組入投資信託証券においてはルクセンブルクの年次税（年率0.01%）のほか、管理費用、受託費用、監査費用および有価証券売買委託手数料等がかかります。

※その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

◆費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2025年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドはNISAの対象ではありません。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として申告分離課税[※]または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税[※]が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

※ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

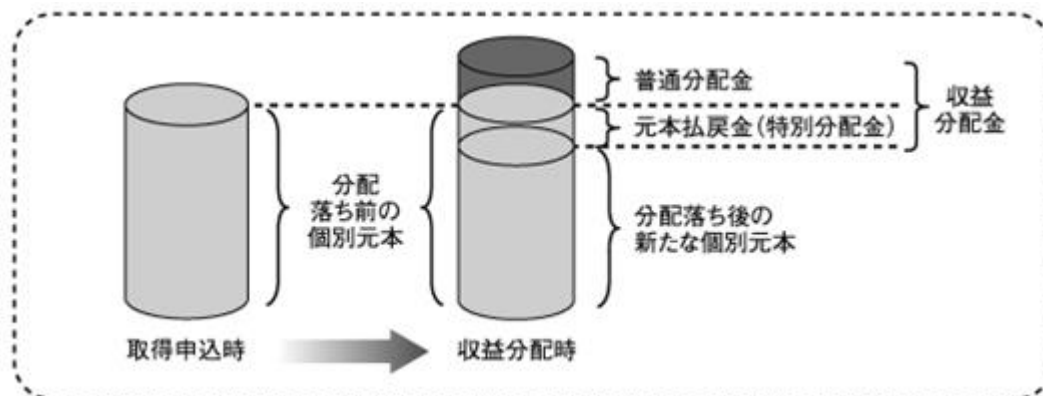
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）[※]を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

(参考情報)ファンドの総経費率

(対象期間:2024年10月9日～2025年4月8日)

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ユーロコース(年2回決算型)	1.88%	1.11%	0.77%
ブラジルリアルコース(年2回決算型)	1.91%	1.11%	0.80%
資源国通貨コース(年2回決算型)	1.90%	1.11%	0.79%
円コース(年2回決算型)	1.84%	1.11%	0.73%
豪ドルコース(年2回決算型)	1.91%	1.11%	0.80%
トルコリラコース(年2回決算型)	1.88%	1.11%	0.77%
米ドルコース(年2回決算型)	1.92%	1.11%	0.81%
メキシコペソコース(年2回決算型)	1.95%	1.11%	0.84%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれます。なお、投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2025年4月末日現在の運用状況です。
 また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨ててで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞】

（1）【投資状況】

2025年4月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	9,950	0.00
投資証券	ルクセンブルク	308,078,462	98.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	3,609,497	1.15
合計(純資産総額)		311,697,909	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年4月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(110シェアクラス、ユーロ)	57,370.291	5,189	297,694,439	5,370	308,078,462	98.83
2	日本	投資信託 受益証券	C A マネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	1.0025	9,948	1.0027	9,950	0.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	0.00
投資証券	外国	98.83
合計		98.84

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年4月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2016年 4月 8日）	1,903,807	1,903,807	0.9824	0.9824
第2期計算期間末（2016年10月11日）	1,612,633	1,612,633	0.9519	0.9519
第3期計算期間末（2017年 4月10日）	1,815,376	1,815,376	0.9885	0.9885
第4期計算期間末（2017年10月10日）	101,921,368	101,921,368	1.1101	1.1101
第5期計算期間末（2018年 4月 9日）	264,591,904	264,591,904	1.0878	1.0878
第6期計算期間末（2018年10月 9日）	253,628,242	253,628,242	1.0749	1.0749
第7期計算期間末（2019年 4月 8日）	245,309,832	245,309,832	1.0574	1.0574
第8期計算期間末（2019年10月 8日）	187,286,284	187,286,284	1.0117	1.0117
第9期計算期間末（2020年 4月 8日）	134,824,889	134,824,889	0.9052	0.9052
第10期計算期間末（2020年10月 8日）	150,495,560	150,495,560	1.0494	1.0494
第11期計算期間末（2021年 4月 8日）	130,101,353	130,101,353	1.1581	1.1581
第12期計算期間末（2021年10月 8日）	124,144,616	124,144,616	1.1483	1.1483
第13期計算期間末（2022年 4月 8日）	92,855,122	92,855,122	1.1342	1.1342
第14期計算期間末（2022年10月11日）	109,168,011	109,168,011	1.0434	1.0434
第15期計算期間末（2023年 4月10日）	110,883,872	110,883,872	1.1268	1.1268
第16期計算期間末（2023年10月10日）	120,740,063	120,740,063	1.2360	1.2360
第17期計算期間末（2024年 4月 8日）	214,354,664	214,354,664	1.4117	1.4117
第18期計算期間末（2024年10月 8日）	307,786,610	307,786,610	1.4567	1.4567
第19期計算期間末（2025年 4月 8日）	301,536,571	301,536,571	1.4296	1.4296
2024年 4月末日	257,747,416	—	1.4439	—
5月末日	271,924,815	—	1.4727	—
6月末日	266,757,281	—	1.4927	—
7月末日	266,725,620	—	1.4664	—
8月末日	301,791,839	—	1.4283	—
9月末日	302,286,799	—	1.4307	—
10月末日	316,347,091	—	1.4972	—
11月末日	305,325,538	—	1.4450	—
12月末日	315,705,625	—	1.4941	—
2025年 1月末日	309,317,546	—	1.4666	—
2月末日	303,126,831	—	1.4371	—
3月末日	311,917,111	—	1.4788	—
4月末日	311,697,909	—	1.4777	—

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	0.0000
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	0.0000
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	0.0000
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	0.0000
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	0.0000
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	0.0000
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	0.0000
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	0.0000
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	0.0000
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	0.0000
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	0.0000
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	0.0000
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	0.0000
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	0.0000
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	△1.8
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	△3.1
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	3.8
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	12.3
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	△2.0
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	△1.2
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	△1.6
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	△4.3
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	△10.5
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	15.9
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	10.4
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	△0.8
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	△1.2
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	△8.0
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	8.0
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	9.7
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	14.2
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	3.2
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	△1.9

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	1,937,830	—	1,937,830
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	679,416	923,074	1,694,172
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	142,294	—	1,836,466
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	91,137,818	1,163,840	91,810,444
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	152,804,676	1,384,504	243,230,616
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	50,095,779	57,367,201	235,959,194
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	1,153,341	5,112,679	231,999,856
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	2,010,789	48,896,147	185,114,498
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	5,761,057	41,930,183	148,945,372
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	6,017,165	11,554,000	143,408,537
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	51,088	31,114,984	112,344,641
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	114,614	4,345,941	108,113,314
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	320,002	26,567,821	81,865,495
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	22,767,762	4,087	104,629,170
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	243,111	6,465,191	98,407,090
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	451,455	1,168,866	97,689,679
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	54,172,327	18,357	151,843,649
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	68,327,092	8,878,889	211,291,852
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	80,194	446,280	210,925,766

（注１）全て本邦内におけるものです。

（注２）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年２回決算型＞】

（１）【投資状況】

2025年4月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	79,603	0.08
投資証券	ルクセンブルク	94,384,282	98.83
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,030,338	1.07
合計（純資産総額）		95,494,223	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年4月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド（IH5シェアクラス、米ドル）	20,623.696	4,441.05	91,590,978	4,576.49	94,384,282	98.83
2	日本	投資信託 受益証券	C A マネーブールファンド（適格機関投資家専用）	79,389	1.0025	79,587	1.0027	79,603	0.08

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	0.08
投資証券	外国	98.83
合計		98.92

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2025年4月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2016年 4月 8日）	50,960,481	50,960,481	0.9240	0.9240
第2期計算期間末（2016年10月11日）	58,840,058	58,840,058	0.9206	0.9206
第3期計算期間末（2017年 4月10日）	135,475,698	135,475,698	1.0108	1.0108
第4期計算期間末（2017年10月10日）	103,681,797	103,681,797	1.0660	1.0660
第5期計算期間末（2018年 4月 9日）	110,469,580	110,469,580	1.0151	1.0151
第6期計算期間末（2018年10月 9日）	166,564,885	166,564,885	1.0819	1.0819
第7期計算期間末（2019年 4月 8日）	144,602,208	144,602,208	1.1022	1.1022
第8期計算期間末（2019年10月 8日）	131,872,749	131,872,749	1.0988	1.0988
第9期計算期間末（2020年 4月 8日）	216,497,171	216,497,171	1.0033	1.0033
第10期計算期間末（2020年10月 8日）	192,674,650	192,674,650	1.0850	1.0850
第11期計算期間末（2021年 4月 8日）	175,513,099	175,513,099	1.1884	1.1884
第12期計算期間末（2021年10月 8日）	138,640,175	138,640,175	1.2141	1.2141
第13期計算期間末（2022年 4月 8日）	169,688,074	169,688,074	1.2645	1.2645
第14期計算期間末（2022年10月11日）	169,579,117	169,579,117	1.3155	1.3155
第15期計算期間末（2023年 4月10日）	142,307,267	142,307,267	1.2878	1.2878
第16期計算期間末（2023年10月10日）	143,514,644	143,514,644	1.4673	1.4673
第17期計算期間末（2024年 4月 8日）	158,425,904	158,425,904	1.6485	1.6485
第18期計算期間末（2024年10月 8日）	143,379,517	143,379,517	1.6791	1.6791
第19期計算期間末（2025年 4月 8日）	107,103,780	107,103,780	1.6729	1.6729
2024年 4月末日	168,202,478	—	1.6998	—
5月末日	178,610,946	—	1.7137	—
6月末日	178,664,133	—	1.7636	—
7月末日	158,427,496	—	1.6909	—
8月末日	139,294,906	—	1.6275	—
9月末日	138,413,027	—	1.6214	—
10月末日	149,757,105	—	1.7538	—
11月末日	147,741,236	—	1.7299	—
12月末日	156,383,826	—	1.8294	—
2025年 1月末日	114,779,932	—	1.7925	—
2月末日	112,297,185	—	1.7549	—
3月末日	110,999,077	—	1.7342	—
4月末日	95,494,223	—	1.6614	—

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	0.0000
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	0.0000
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	0.0000
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	0.0000
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	0.0000
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	0.0000
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	0.0000
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	0.0000
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	0.0000
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	0.0000
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	0.0000
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	0.0000
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	0.0000
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	0.0000
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	△7.6
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	△0.4
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	9.8
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	5.5
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	△4.8
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	6.6
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	1.9
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	△0.3
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	△8.7
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	8.1
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	9.5
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	2.2
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	4.2
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	4.0
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	△2.1
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	13.9
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	12.3
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	1.9
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	△0.4

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	55,150,999	—	55,150,999
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	8,764,789	—	63,915,788
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	95,069,408	24,962,338	134,022,858
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	40,492,060	77,253,058	97,261,860
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	31,223,109	19,663,987	108,820,982
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	67,912,558	22,781,256	153,952,284
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	3,620,240	26,375,394	131,197,130
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	1,267,884	12,453,994	120,011,020
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	107,690,600	11,918,907	215,782,713
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	4,461,781	42,669,581	177,574,913
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	962,543	30,854,096	147,683,360
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	964,747	34,455,632	114,192,475
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	28,532,146	8,525,877	134,198,744
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	747,912	6,039,273	128,907,383
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	8,514,398	26,921,082	110,500,699
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	218,749	12,910,724	97,808,724
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	9,960,499	11,664,695	96,104,528
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	12,635,216	23,348,494	85,391,250
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	236,681	21,606,400	64,021,531

（注１）全て本邦内におけるものです。

（注２）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年２回決算型＞】

（１）【投資状況】

2025年4月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	9,950	0.03
投資証券	ルクセンブルク	26,869,180	98.72
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	336,487	1.23
合計（純資産総額）		27,215,617	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年4月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド（IH3シェアクラス、豪ドル）	9,849.802	2,647.84	26,080,754	2,727.89	26,869,180	98.72
2	日本	投資信託 受益証券	C A マネーブールファンド（適格機関投資家専用）	9,924	1.0025	9,948	1.0027	9,950	0.03

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	0.03
投資証券	外国	98.72
合計		98.76

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年4月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2016年 4月 8日）	4,303,189	4,307,460	1.0073	1.0083
第2期計算期間末（2016年10月11日）	13,592,859	13,592,859	1.0270	1.0270
第3期計算期間末（2017年 4月10日）	34,985,216	34,985,216	1.1281	1.1281
第4期計算期間末（2017年10月10日）	88,076,613	88,076,613	1.2202	1.2202
第5期計算期間末（2018年 4月 9日）	62,615,500	62,615,500	1.1547	1.1547
第6期計算期間末（2018年10月 9日）	45,391,207	45,391,207	1.1290	1.1290
第7期計算期間末（2019年 4月 8日）	24,423,199	24,423,199	1.1520	1.1520
第8期計算期間末（2019年10月 8日）	23,401,914	23,401,914	1.0852	1.0852
第9期計算期間末（2020年 4月 8日）	19,210,524	19,210,524	0.8901	0.8901
第10期計算期間末（2020年10月 8日）	24,020,330	24,020,330	1.1092	1.1092
第11期計算期間末（2021年 4月 8日）	37,540,664	37,540,664	1.2930	1.2930
第12期計算期間末（2021年10月 8日）	36,808,592	36,808,592	1.2702	1.2702
第13期計算期間末（2022年 4月 8日）	35,306,272	35,306,272	1.3564	1.3564
第14期計算期間末（2022年10月11日）	27,549,373	27,549,373	1.1864	1.1864
第15期計算期間末（2023年 4月10日）	29,327,624	29,327,624	1.2182	1.2182
第16期計算期間末（2023年10月10日）	25,227,736	25,227,736	1.3287	1.3287
第17期計算期間末（2024年 4月 8日）	28,974,233	28,974,233	1.5155	1.5155
第18期計算期間末（2024年10月 8日）	29,116,097	29,116,097	1.5802	1.5802
第19期計算期間末（2025年 4月 8日）	25,816,966	25,816,966	1.3982	1.3982
2024年 4月末日	29,870,412	—	1.5616	—
5月末日	39,771,926	—	1.5904	—
6月末日	34,479,105	—	1.6352	—
7月末日	30,675,245	—	1.5413	—
8月末日	28,338,841	—	1.5391	—
9月末日	28,717,193	—	1.5586	—
10月末日	29,506,837	—	1.6010	—
11月末日	28,838,582	—	1.5641	—
12月末日	29,227,052	—	1.5842	—
2025年 1月末日	28,550,906	—	1.5478	—
2月末日	28,064,188	—	1.5204	—
3月末日	28,002,267	—	1.5165	—
4月末日	27,215,617	—	1.4731	—

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	0.0010
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	0.0000
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	0.0000
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	0.0000
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	0.0000
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	0.0000
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	0.0000
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	0.0000
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	0.0000
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	0.0000
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	0.0000
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	0.0000
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	0.0000
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	0.0000
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	0.8
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	2.0
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	9.8
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	8.2
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	△5.4
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	△2.2
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	2.0
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	△5.8
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	△18.0
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	24.6
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	16.6
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	△1.8
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	6.8
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	△12.5
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	2.7
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	9.1
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	14.1
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	4.3
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	△11.5

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	4,271,909	—	4,271,909
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	8,964,155	—	13,236,064
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	17,776,677	—	31,012,741
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	44,295,721	3,126,545	72,181,917
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	31,315,056	49,269,159	54,227,814
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	3,058,582	17,082,236	40,204,160
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	272,424	19,276,412	21,200,172
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	393,434	28,392	21,565,214
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	233,390	216,031	21,582,573
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	92,510	18,711	21,656,372
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	7,467,027	90,526	29,032,873
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	177,868	231,846	28,978,895
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	625,209	3,573,773	26,030,331
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	119,708	2,928,107	23,221,932
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	854,417	1,665	24,074,684
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	71,106	5,159,054	18,986,736
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	142,422	10,077	19,119,081
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	10,052,547	10,746,265	18,425,363
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	89,073	50,422	18,464,014

（注１）全て本邦内におけるものです。

（注２）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞】

（１）【投資状況】

2025年4月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	9,950	0.06
投資証券	ルクセンブルク	14,427,992	98.60
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	193,797	1.32
合計（純資産総額）		14,631,739	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年4月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルリアル（14シェアクラス、円）	4,728.939	2,936	13,884,164	3,051	14,427,992	98.60
2	日本	投資信託 受益証券	C A マネープールファンド（適格機関投資家専用）	9,924	1.0025	9,948	1.0027	9,950	0.06

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	0.06
投資証券	外国	98.60
合計		98.67

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年4月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2016年 4月 8日）	6,504,251	6,510,635	1.0187	1.0197
第2期計算期間末（2016年10月11日）	11,585,120	11,594,622	1.2192	1.2202
第3期計算期間末（2017年 4月10日）	265,472,101	265,660,485	1.4092	1.4102
第4期計算期間末（2017年10月10日）	893,412,380	894,005,154	1.5072	1.5082
第5期計算期間末（2018年 4月 9日）	1,460,079,244	1,460,079,244	1.3853	1.3853
第6期計算期間末（2018年10月 9日）	1,116,968,292	1,116,968,292	1.3383	1.3383
第7期計算期間末（2019年 4月 8日）	1,061,246,163	1,061,246,163	1.3446	1.3446
第8期計算期間末（2019年10月 8日）	881,229,916	881,229,916	1.2879	1.2879
第9期計算期間末（2020年 4月 8日）	532,368,132	532,368,132	0.9135	0.9135
第10期計算期間末（2020年10月 8日）	291,917,825	291,917,825	0.9285	0.9285
第11期計算期間末（2021年 4月 8日）	290,118,023	290,118,023	1.0266	1.0266
第12期計算期間末（2021年10月 8日）	294,667,779	294,667,779	1.0745	1.0745
第13期計算期間末（2022年 4月 8日）	326,439,074	326,439,074	1.3588	1.3588
第14期計算期間末（2022年10月11日）	59,866,294	59,866,294	1.3715	1.3715
第15期計算期間末（2023年 4月10日）	33,139,206	33,139,206	1.4245	1.4245
第16期計算期間末（2023年10月10日）	21,907,531	21,907,531	1.6421	1.6421
第17期計算期間末（2024年 4月 8日）	23,764,599	23,764,599	1.9129	1.9129
第18期計算期間末（2024年10月 8日）	16,519,690	16,519,690	1.8283	1.8283
第19期計算期間末（2025年 4月 8日）	14,137,510	14,137,510	1.7332	1.7332
2024年 4月末日	23,726,717	—	1.9538	—
5月末日	18,444,249	—	1.9420	—
6月末日	17,500,326	—	1.8822	—
7月末日	16,508,171	—	1.8030	—
8月末日	15,393,153	—	1.7186	—
9月末日	15,971,133	—	1.7754	—
10月末日	16,308,229	—	1.8080	—
11月末日	15,689,532	—	1.7389	—
12月末日	15,966,548	—	1.7644	—
2025年 1月末日	16,638,185	—	1.8318	—
2月末日	14,813,739	—	1.8267	—
3月末日	14,979,822	—	1.8425	—
4月末日	14,631,739	—	1.7987	—

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	0.0010
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	0.0010
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	0.0010
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	0.0010
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	0.0000
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	0.0000
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	0.0000
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	0.0000
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	0.0000
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	0.0000
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	0.0000
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	0.0000
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	0.0000
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	0.0000
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	0.0000
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	2.0
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	19.8
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	15.7
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	7.0
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	△8.1
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	△3.4
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	0.5
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	△4.2
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	△29.1
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	1.6
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	10.6
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	4.7
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	26.5
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	0.9
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	3.9
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	15.3
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	16.5
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	△4.4
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	△5.2

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	6,428,641	43,965	6,384,676
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	3,160,472	42,927	9,502,221
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	179,821,315	939,319	188,384,217
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	443,904,420	39,514,260	592,774,377
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	509,838,111	48,621,156	1,053,991,332
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	1,057,469	220,426,940	834,621,861
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	897,670	46,227,503	789,292,028
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	1,835,413	106,888,562	684,238,879
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	7,395,141	108,871,194	582,762,826
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	1,468,868	269,818,512	314,413,182
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	1,327,407	33,144,079	282,596,510
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	4,037,107	12,383,906	274,249,711
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	838,296	34,839,784	240,248,223
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	768,785	197,367,967	43,649,041
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	537,963	20,923,198	23,263,806
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	814,223	10,737,058	13,340,971
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	3,498,836	4,416,632	12,423,175
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	488,259	3,875,795	9,035,639
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	254,140	1,132,767	8,157,012

（注１）全て本邦内におけるものです。

（注２）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年２回決算型＞】

（１）【投資状況】

2025年4月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	9,950	0.01
投資証券	ルクセンブルク	57,401,771	98.77
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	702,462	1.20
合計（純資産総額）		58,114,183	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年4月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルリアル（I4シェアクラス、円）	6,335	2,936	18,599,560	3,051	19,328,085	33.25
2	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド（IH7シェアクラス、南アフリカランド）	1,925	9,665.50	18,606,095	9,972.30	19,196,685	33.03
3	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド（IH3シェアクラス、豪ドル）	6,920	2,647.84	18,323,091	2,727.89	18,877,001	32.48
4	日本	投資信託 受益証券	C A マネープールファンド（適格機関投資家専用）	9,924	1.0025	9,948	1.0027	9,950	0.01

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	0.01
投資証券	外国	98.77
合計		98.79

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2025年4月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2016年 4月 8日）	1,030,598	1,031,607	1.0213	1.0223
第2期計算期間末（2016年10月11日）	1,358,933	1,360,126	1.1384	1.1394
第3期計算期間末（2017年 4月10日）	1,569,839	1,571,048	1.2981	1.2991
第4期計算期間末（2017年10月10日）	20,887,085	20,902,046	1.3960	1.3970
第5期計算期間末（2018年 4月 9日）	64,058,418	64,058,418	1.3868	1.3868
第6期計算期間末（2018年10月 9日）	43,845,782	43,845,782	1.3360	1.3360
第7期計算期間末（2019年 4月 8日）	47,691,439	47,691,439	1.3881	1.3881
第8期計算期間末（2019年10月 8日）	45,527,301	45,527,301	1.3179	1.3179
第9期計算期間末（2020年 4月 8日）	32,897,372	32,897,372	1.0137	1.0137
第10期計算期間末（2020年10月 8日）	39,020,084	39,020,084	1.1717	1.1717
第11期計算期間末（2021年 4月 8日）	46,116,241	46,116,241	1.3862	1.3862
第12期計算期間末（2021年10月 8日）	44,644,550	44,644,550	1.4100	1.4100
第13期計算期間末（2022年 4月 8日）	50,019,402	50,019,402	1.6030	1.6030
第14期計算期間末（2022年10月11日）	45,902,466	45,902,466	1.4689	1.4689
第15期計算期間末（2023年 4月10日）	46,680,594	46,680,594	1.4934	1.4934
第16期計算期間末（2023年10月10日）	52,134,705	52,134,705	1.6650	1.6650
第17期計算期間末（2024年 4月 8日）	60,402,761	60,402,761	1.9308	1.9308
第18期計算期間末（2024年10月 8日）	60,658,047	60,658,047	2.0042	2.0042
第19期計算期間末（2025年 4月 8日）	55,566,402	55,566,402	1.8258	1.8258
2024年 4月末日	59,893,466	—	1.9887	—
5月末日	63,251,630	—	2.0015	—
6月末日	61,383,497	—	2.0306	—
7月末日	58,731,609	—	1.9422	—
8月末日	57,719,248	—	1.9081	—
9月末日	59,321,026	—	1.9603	—
10月末日	61,064,121	—	2.0236	—
11月末日	59,146,506	—	1.9593	—
12月末日	60,217,713	—	1.9953	—
2025年 1月末日	60,311,545	—	1.9968	—
2月末日	59,806,634	—	1.9760	—
3月末日	60,096,379	—	1.9749	—
4月末日	58,114,183	—	1.9089	—

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	0.0010
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	0.0010
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	0.0010
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	0.0010
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	0.0000
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	0.0000
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	0.0000
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	0.0000
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	0.0000
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	0.0000
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	0.0000
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	0.0000
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	0.0000
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	0.0000
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	0.0000
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	2.2
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	11.6
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	14.1
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	7.6
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	△0.7
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	△3.7
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	3.9
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	△5.1
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	△23.1
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	15.6
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	18.3
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	1.7
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	13.7
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	△8.4
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	1.7
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	11.5
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	16.0
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	3.8
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	△8.9

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	1,009,136	—	1,009,136
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	184,604	—	1,193,740
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	52,044,448	52,028,836	1,209,352
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	13,951,126	198,750	14,961,728
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	31,228,405	—	46,190,133
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	681,712	14,053,372	32,818,473
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	1,539,838	220	34,358,091
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	478,563	292,448	34,544,206
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	46,043	2,136,690	32,453,559
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	858,286	8,967	33,302,878
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	54,049	89,499	33,267,428
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	31,589	1,636,497	31,662,520
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	515,445	974,966	31,202,999
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	72,465	24,889	31,250,575
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	22,149	14,558	31,258,166
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	63,960	10,818	31,311,308
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	52,817	80,615	31,283,510
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	3,193,016	4,211,524	30,265,002
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	339,398	170,672	30,433,728

（注１）全て本邦内におけるものです。

（注２）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年２回決算型＞】

（１）【投資状況】

2025年4月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	9,950	0.02
投資証券	ルクセンブルク	36,771,849	98.44
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	569,666	1.52
合計（純資産総額）		37,351,465	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年4月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド（IH13シェアクラス、メキシコペソ）	5,361.399	6,639.49	35,596,982	6,858.62	36,771,849	98.44
2	日本	投資信託 受益証券	C A マネープールファンド（適格機関投資家専用）	9,924	1.0025	9,948	1.0027	9,950	0.02

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	0.02
投資証券	外国	98.44
合計		98.47

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2025年4月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2016年 4月 8日）	987,831	987,831	0.9405	0.9405
第2期計算期間末（2016年10月11日）	1,128,837	1,128,837	0.9036	0.9036
第3期計算期間末（2017年 4月10日）	3,644,741	3,644,741	1.0282	1.0282
第4期計算期間末（2017年10月10日）	105,295,488	105,295,488	1.1419	1.1419
第5期計算期間末（2018年 4月 9日）	400,468,389	400,468,389	1.1514	1.1514
第6期計算期間末（2018年10月 9日）	327,719,115	327,719,115	1.2283	1.2283
第7期計算期間末（2019年 4月 8日）	246,431,708	246,431,708	1.2753	1.2753
第8期計算期間末（2019年10月 8日）	243,717,890	243,717,890	1.2758	1.2758
第9期計算期間末（2020年 4月 8日）	19,282,943	19,282,943	0.9376	0.9376
第10期計算期間末（2020年10月 8日）	26,137,754	26,137,754	1.1619	1.1619
第11期計算期間末（2021年 4月 8日）	29,412,248	29,412,248	1.3799	1.3799
第12期計算期間末（2021年10月 8日）	58,022,143	58,022,143	1.4195	1.4195
第13期計算期間末（2022年 4月 8日）	60,112,859	60,112,859	1.5692	1.5692
第14期計算期間末（2022年10月11日）	30,464,289	30,464,289	1.7036	1.7036
第15期計算期間末（2023年 4月10日）	33,782,032	33,782,032	1.8906	1.8906
第16期計算期間末（2023年10月10日）	47,787,045	47,787,045	2.2166	2.2166
第17期計算期間末（2024年 4月 8日）	58,387,601	58,387,601	2.8244	2.8244
第18期計算期間末（2024年10月 8日）	40,882,461	40,882,461	2.5338	2.5338
第19期計算期間末（2025年 4月 8日）	35,471,570	35,471,570	2.4255	2.4255
2024年 4月末日	78,685,351	—	2.8294	—
5月末日	74,700,951	—	2.8693	—
6月末日	48,471,194	—	2.7344	—
7月末日	44,270,253	—	2.5869	—
8月末日	38,134,257	—	2.3743	—
9月末日	38,532,372	—	2.3929	—
10月末日	40,780,987	—	2.5380	—
11月末日	38,601,120	—	2.4834	—
12月末日	40,415,172	—	2.6490	—
2025年 1月末日	38,171,518	—	2.5699	—
2月末日	37,160,448	—	2.5540	—
3月末日	37,171,277	—	2.5462	—
4月末日	37,351,465	—	2.5501	—

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	0.0000
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	0.0000
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	0.0000
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	0.0000
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	0.0000
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	0.0000
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	0.0000
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	0.0000
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	0.0000
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	0.0000
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	0.0000
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	0.0000
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	0.0000
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	0.0000
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	△6.0
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	△3.9
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	13.8
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	11.1
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	0.8
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	6.7
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	3.8
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	0.0
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	△26.5
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	23.9
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	18.8
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	2.9
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	10.5
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	8.6
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	11.0
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	17.2
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	27.4
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	△10.3
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	△4.3

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	1,050,333	—	1,050,333
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	198,945	—	1,249,278
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	55,390,152	53,094,696	3,544,734
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	104,819,287	16,150,155	92,213,866
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	268,428,150	12,843,196	347,798,820
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	737,934	81,724,335	266,812,419
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	6,023,591	79,605,896	193,230,114
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	211,592	2,415,097	191,026,609
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	10,953,939	181,413,264	20,567,284
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	15,254,059	13,326,340	22,495,003
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	1,547,448	2,727,618	21,314,833
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	20,985,514	1,424,903	40,875,444
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	347,941	2,915,590	38,307,795
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	163,465	20,588,645	17,882,615
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	5,354,256	5,368,055	17,868,816
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	12,541,581	8,851,359	21,559,038
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	11,962,476	12,849,308	20,672,206
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	10,630,616	15,168,000	16,134,822
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	457,688	1,968,296	14,624,214

（注１）全て本邦内におけるものです。

（注２）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年２回決算型＞】

（１）【投資状況】

2025年4月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	9,950	0.00
投資証券	ルクセンブルク	510,977,665	98.63
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	7,070,522	1.36
合計（純資産総額）		518,058,137	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年4月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド（IH12シェアクラス、トルコリラ）	242,494.24	1,978.92	479,876,866	2,107.17	510,977,665	98.63
2	日本	投資信託 受益証券	C A マネープールファンド（適格機関投資家専用）	9,924	1.0025	9,948	1.0027	9,950	0.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	0.00
投資証券	外国	98.63
合計		98.63

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2025年4月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2016年 4月 8日）	7,202,076	7,202,076	0.9951	0.9951
第2期計算期間末（2016年10月11日）	12,905,458	12,905,458	0.9601	0.9601
第3期計算期間末（2017年 4月10日）	348,792,445	348,792,445	0.9028	0.9028
第4期計算期間末（2017年10月10日）	3,908,323,805	3,908,323,805	0.9989	0.9989
第5期計算期間末（2018年 4月 9日）	4,948,999,048	4,948,999,048	0.9267	0.9267
第6期計算期間末（2018年10月 9日）	2,441,125,069	2,441,125,069	0.7030	0.7030
第7期計算期間末（2019年 4月 8日）	2,470,686,778	2,470,686,778	0.8548	0.8548
第8期計算期間末（2019年10月 8日）	2,815,327,921	2,815,327,921	0.9052	0.9052
第9期計算期間末（2020年 4月 8日）	1,664,964,809	1,664,964,809	0.7307	0.7307
第10期計算期間末（2020年10月 8日）	1,143,509,414	1,143,509,414	0.7366	0.7366
第11期計算期間末（2021年 4月 8日）	813,644,937	813,644,937	0.8339	0.8339
第12期計算期間末（2021年10月 8日）	728,795,464	728,795,464	0.8667	0.8667
第13期計算期間末（2022年 4月 8日）	398,152,537	398,152,537	0.6130	0.6130
第14期計算期間末（2022年10月11日）	359,666,576	359,666,576	0.6203	0.6203
第15期計算期間末（2023年 4月10日）	335,135,319	335,135,319	0.6568	0.6568
第16期計算期間末（2023年10月10日）	304,634,365	304,634,365	0.6699	0.6699
第17期計算期間末（2024年 4月 8日）	320,200,901	320,200,901	0.7790	0.7790
第18期計算期間末（2024年10月 8日）	539,878,461	539,878,461	0.8858	0.8858
第19期計算期間末（2025年 4月 8日）	518,134,281	518,134,281	0.9423	0.9423
2024年 4月末日	448,489,277	—	0.8108	—
5月末日	480,551,789	—	0.8489	—
6月末日	542,501,750	—	0.8702	—
7月末日	528,875,797	—	0.8570	—
8月末日	509,233,226	—	0.8300	—
9月末日	519,440,482	—	0.8524	—
10月末日	598,866,912	—	0.9502	—
11月末日	460,484,967	—	0.9546	—
12月末日	490,659,603	—	1.0239	—
2025年 1月末日	612,876,880	—	1.0215	—
2月末日	611,874,120	—	1.0044	—
3月末日	534,843,611	—	0.9699	—
4月末日	518,058,137	—	0.9554	—

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	0.0000
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	0.0000
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	0.0000
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	0.0000
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	0.0000
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	0.0000
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	0.0000
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	0.0000
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	0.0000
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	0.0000
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	0.0000
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	0.0000
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	0.0000
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	0.0000
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	0.0000
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	△0.5
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	△3.5
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	△6.0
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	10.6
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	△7.2
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	△24.1
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	21.6
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	5.9
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	△19.3
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	0.8
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	13.2
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	3.9
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	△29.3
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	1.2
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	5.9
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	2.0
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	16.3
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	13.7
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	6.4

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	7,237,532	—	7,237,532
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	6,229,119	24,564	13,442,087
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	373,068,430	163,737	386,346,780
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	3,844,954,632	318,606,953	3,912,694,459
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	2,111,890,273	684,178,924	5,340,405,808
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	641,021,382	2,508,745,559	3,472,681,631
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	182,039,159	764,318,113	2,890,402,677
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	882,044,389	662,188,580	3,110,258,486
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	252,620,977	1,084,243,387	2,278,636,076
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	5,177,569	731,446,521	1,552,367,124
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	8,789,475	585,401,516	975,755,083
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	447,137	135,289,891	840,912,329
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	4,714,113	196,098,267	649,528,175
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	2,179,747	71,905,642	579,802,280
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	5,226,734	74,740,576	510,288,438
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	18,002,833	73,537,022	454,754,249
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	15,773,325	59,506,551	411,021,023
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	256,473,683	58,039,803	609,454,903
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	183,650,528	243,228,902	549,876,529

（注１）全て本邦内におけるものです。

（注２）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞】

（１）【投資状況】

2025年4月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	9,950	0.01
投資証券	ルクセンブルク	76,490,509	98.68
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,011,436	1.30
合計（純資産総額）		77,511,895	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年4月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド（IH9シェアクラス、円）	16,610.317	4,480	74,414,220	4,605	76,490,509	98.68
2	日本	投資信託 受益証券	C A マネーブールファンド（適格機関投資家専用）	9,924	1.0025	9,948	1.0027	9,950	0.01

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	0.01
投資証券	外国	98.68
合計		98.69

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年4月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2016年 4月 8日）	1,077,201	1,078,259	1.0178	1.0188
第2期計算期間末（2016年10月11日）	22,607,466	22,629,110	1.0445	1.0455
第3期計算期間末（2017年 4月10日）	57,311,968	57,365,816	1.0643	1.0653
第4期計算期間末（2017年10月10日）	94,974,014	95,060,424	1.0991	1.1001
第5期計算期間末（2018年 4月 9日）	106,655,323	106,655,323	1.0914	1.0914
第6期計算期間末（2018年10月 9日）	86,088,712	86,088,712	1.0942	1.0942
第7期計算期間末（2019年 4月 8日）	77,306,449	77,306,449	1.1124	1.1124
第8期計算期間末（2019年10月 8日）	88,543,403	88,543,403	1.1336	1.1336
第9期計算期間末（2020年 4月 8日）	166,715,518	166,715,518	1.0087	1.0087
第10期計算期間末（2020年10月 8日）	146,201,798	146,201,798	1.1150	1.1150
第11期計算期間末（2021年 4月 8日）	118,952,573	118,952,573	1.1785	1.1785
第12期計算期間末（2021年10月 8日）	63,950,870	63,950,870	1.1837	1.1837
第13期計算期間末（2022年 4月 8日）	60,370,415	60,370,415	1.1178	1.1178
第14期計算期間末（2022年10月11日）	52,367,439	52,367,439	0.9808	0.9808
第15期計算期間末（2023年 4月10日）	56,152,316	56,152,316	1.0321	1.0321
第16期計算期間末（2023年10月10日）	54,855,057	54,855,057	1.0235	1.0235
第17期計算期間末（2024年 4月 8日）	29,676,006	29,676,006	1.0943	1.0943
第18期計算期間末（2024年10月 8日）	27,668,192	27,668,192	1.1145	1.1145
第19期計算期間末（2025年 4月 8日）	75,490,191	75,490,191	1.0863	1.0863
2024年 4月末日	28,808,299	—	1.0884	—
5月末日	28,946,139	—	1.0936	—
6月末日	29,070,543	—	1.0908	—
7月末日	27,446,107	—	1.0991	—
8月末日	27,503,536	—	1.1087	—
9月末日	27,695,814	—	1.1157	—
10月末日	27,768,266	—	1.1180	—
11月末日	77,872,386	—	1.1183	—
12月末日	78,006,730	—	1.1227	—
2025年 1月末日	77,992,946	—	1.1225	—
2月末日	79,525,577	—	1.1300	—
3月末日	77,402,763	—	1.1138	—
4月末日	77,511,895	—	1.1154	—

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	0.0010
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	0.0010
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	0.0010
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	0.0010
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	0.0000
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	0.0000
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	0.0000
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	0.0000
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	0.0000
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	0.0000
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	0.0000
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	0.0000
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	0.0000
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	0.0000
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	0.0000
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	0.0000
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	0.0000
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	0.0000
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	1.9
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	2.7
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	2.0
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	3.4
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	△0.7
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	0.3
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	1.7
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	1.9
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	△11.0
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	10.5
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	5.7
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	0.4
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	△5.6
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	△12.3
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	5.2
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	△0.8
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	6.9
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	1.8
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	△2.5

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2016年 1月14日～2016年 4月 8日	1,058,340	—	1,058,340
第2期計算期間	2016年 4月 9日～2016年10月11日	20,586,261	—	21,644,601
第3期計算期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	32,213,434	9,213	53,848,822
第4期計算期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	34,827,665	2,266,178	86,410,309
第5期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	26,197,310	14,885,695	97,721,924
第6期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	485,246	19,528,971	78,678,199
第7期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	10,822	9,191,452	69,497,569
第8期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 8日	30,535,823	21,924,873	78,108,519
第9期計算期間	2019年10月 9日～2020年 4月 8日	97,036,967	9,875,402	165,270,084
第10期計算期間	2020年 4月 9日～2020年10月 8日	3,052,504	37,196,531	131,126,057
第11期計算期間	2020年10月 9日～2021年 4月 8日	294,158	30,487,005	100,933,210
第12期計算期間	2021年 4月 9日～2021年10月 8日	125,006	47,030,501	54,027,715
第13期計算期間	2021年10月 9日～2022年 4月 8日	67,935	85,328	54,010,322
第14期計算期間	2022年 4月 9日～2022年10月11日	24,757	643,736	53,391,343
第15期計算期間	2022年10月12日～2023年 4月10日	1,823,164	810,236	54,404,271
第16期計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	847,110	1,653,819	53,597,562
第17期計算期間	2023年10月11日～2024年 4月 8日	1,076,551	27,555,629	27,118,484
第18期計算期間	2024年 4月 9日～2024年10月 8日	342,630	2,634,697	24,826,417
第19期計算期間	2024年10月 9日～2025年 4月 8日	45,706,724	1,040,648	69,492,493

（注１）全て本邦内におけるものです。

（注２）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

2025年4月末日現在

◎基準価額・純資産の推移



* 再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

* 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。* グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。

※ 上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※ 運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

2025年4月末日現在

◎分配の推移

決算日	ユーロ コース	ブラジル リアルコース	資源国通貨 コース	円コース	豪ドル コース	トルコリラ コース	米ドル コース	メキシコペソ コース
(2023年4月10日)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(2023年10月10日)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(2024年4月8日)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(2024年10月8日)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(2025年4月8日)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定来累計	0円	40円	40円	40円	10円	0円	0円	0円

* 分配金は、1万口当たり・税引前です。 * 直近5期分を表示しております。

◎主要な資産の状況

「主な資産の状況」は、各ファンドの主要投資先として「ストラクチャ・欧州ハイ・イールド・ボンド」および「ストラクチャ・欧州ハイ・イールド・ボンド・ブラジルリアル」の状況を掲載しています。

【ユーロコース、資源国通貨コース、円コース、豪ドルコース、米ドルコース、メキシコペソコース、トルコリラコース】

ストラクチャ・欧州ハイ・イールド・ボンド

◆組入上位10銘柄

銘柄	クーポン (%)	償還日	組入 比率	銘柄	クーポン (%)	償還日	組入 比率
1 AM EURO LIQUIDITY S-T RESP - Z (C) *	—	—	3.37%	6 イリアッド	6.875	2031/4/15	1.12%
2 バージン・メディア	4.875	2028/7/15	1.51%	7 メキシコ石油公社（ペメックス）	2.750	2027/4/21	1.06%
3 ロルカ・テレコム	4.000	2027/9/18	1.50%	8 ジゴ・ボンド	3.375	2030/2/28	1.03%
4 テレフォニカ・ヨーロッパ	7.125	2028/8/23	1.36%	9 イリアッド	5.625	2028/10/15	0.97%
5 テバファーマス・ティカレ・ファイナンス・オランダ	3.750	2027/5/9	1.22%	10 フランス電力	7.500	2028/9/6	0.90%

【ブラジルリアルコース、資源国通貨コース】

ストラクチャ・欧州ハイ・イールド・ボンド・ブラジルリアル

◆組入上位10銘柄

銘柄	クーポン (%)	償還日	組入 比率	銘柄	クーポン (%)	償還日	組入 比率
1 AM EURO LIQUIDITY S-T RESP - Z (C) *	—	—	3.38%	6 フランス電力	3.375	2030/6/15	1.08%
2 ロルカ・テレコム	4.000	2027/9/18	1.70%	7 ジゴ・ボンド	3.375	2030/2/28	1.02%
3 テレフォニカ・ヨーロッパ	7.125	2028/8/23	1.28%	8 テレフォニカ・ヨーロッパ	6.750	2031/6/7	0.97%
4 バージン・メディア	4.875	2028/7/15	1.27%	9 ファイバー・コップ	6.875	2028/2/15	0.90%
5 イリアッド	6.875	2031/4/15	1.18%	10 イリアッド	5.625	2028/10/15	0.87%

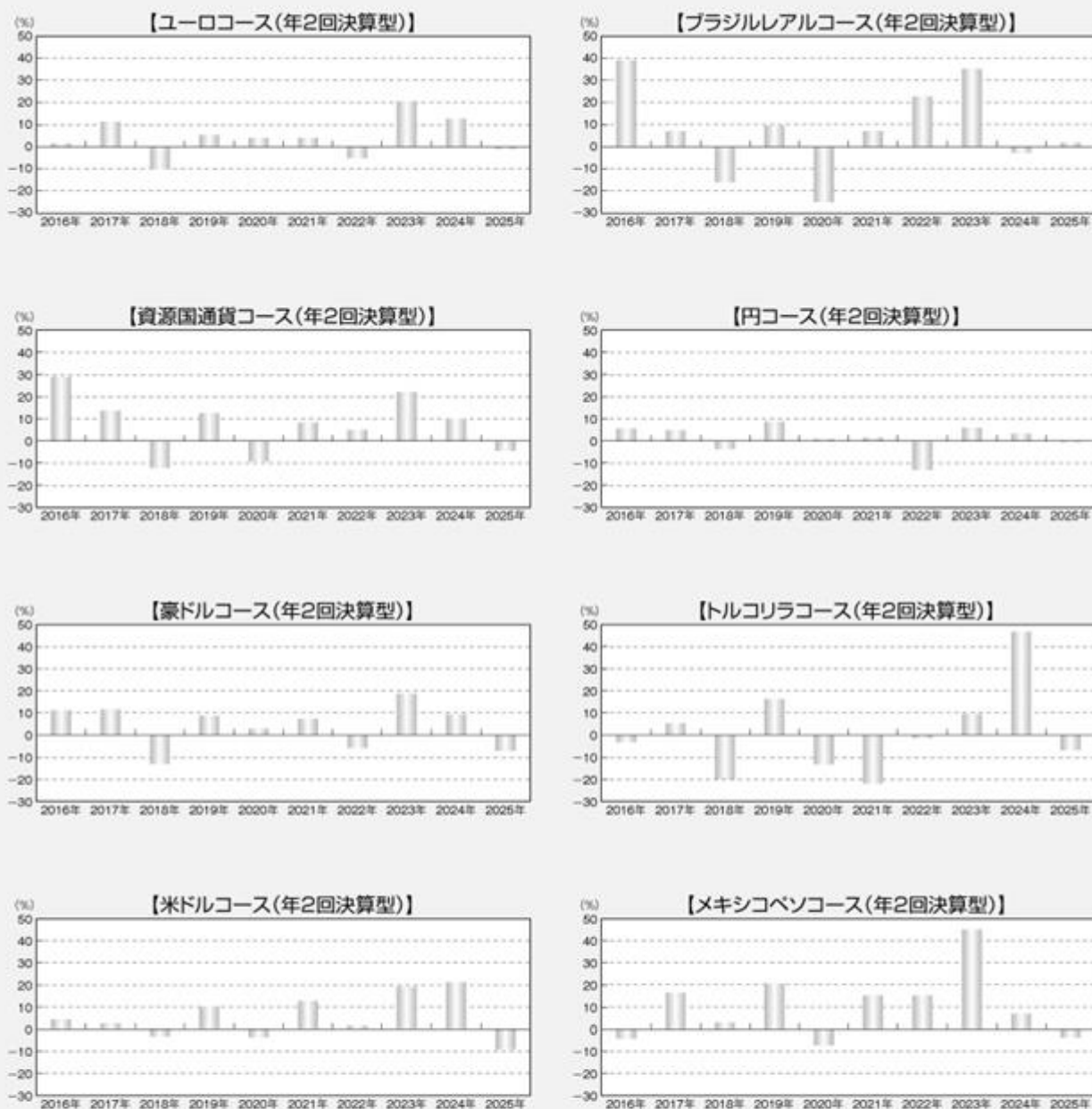
※ 投資信託証券です。

※ 比率は、各ファンドが投資対象とする投資信託証券の純資産総額に対する割合です。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

2025年4月末日現在

◎年間収益率の推移



* 年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。 * ファンドにはベンチマークはありません。
 * グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。
 * 2016年は設定日(1月14日)から年末まで、2025年は年初から4月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

お取扱いの各ファンド、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、各ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日に当たる場合の取得申込みの受付は行いません。

各ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し各ファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。これを過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社に支払うものとし、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) 各ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合わせることで知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン **050-4561-2500**
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社（販売会社については前記（2）のお問合せ先にご照会ください。）へお問合わせください。
また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問合わせください。
- (4) なお、取得申込時には、申込手数料率をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。
- (5) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断した場合、または金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める換金単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

ただし、ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日に当たる場合には、解約請求の申込みの受付は行いません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに解約請求が行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。これを過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

- (2) 解約価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社（前記「1 申込（販売）手続等（2）」をご参照ください。）に問合わせるにより知ることができます。

なお換金代金は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求を取り消すことができるものとします。委託会社の判断により一定の金額を超える解約請求には制限を設ける場合があります。
- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして前記（2）の規定に準じて算出した価額とします。

*買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合わせください。

3【資産管理等の概要】

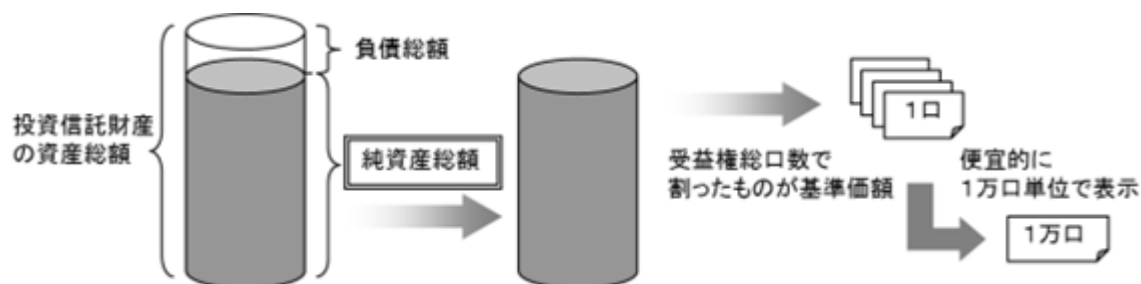
(1)【資産の評価】

① 基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。



③ 追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2016年1月14日から2026年4月8日までとします。

ただし信託期間中に「(5) その他 ① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 ① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

なお委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

- ① 各ファンドの計算期間は、原則として毎年4月9日から10月8日まで、および10月9日から翌年4月8日までとします。ただし、第1期計算期間は投資信託契約締結日より2016年4月8日までとします。
- ② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

① 信託の終了（ファンドの繰上償還）

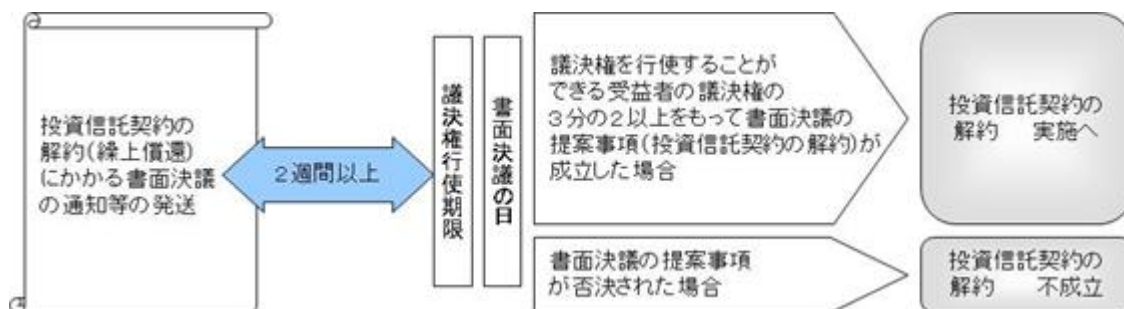
（イ）委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- A 各ファンドの投資信託財産の受益権口数が10億口を下回ることとなった場合
- B 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
- C やむを得ない事情が発生したとき

（ロ）委託会社は、前記（イ）にしたがい、信託を終了させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 2) 前記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 前記1)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
 1. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1)から3)までの規定による投資信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
 2. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

<信託の終了の手続>



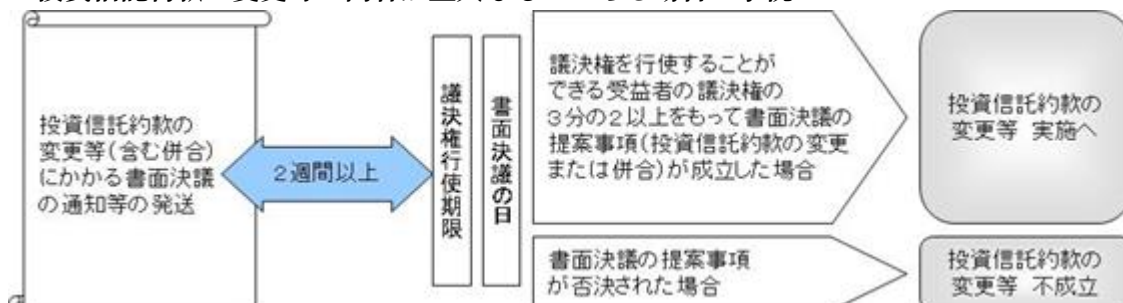
- (ハ) ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。
- (ニ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ホ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、後記「② 投資信託約款の変更等」（ロ）の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (ヘ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は「② 投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ロ) 委託会社は、前記（イ）の事項（（イ）の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ハ) （ロ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下（ハ）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) （ロ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- (ヘ) (ロ) から (ホ) の規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト) 前記 (イ) から前記 (ヘ) にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続＞



- (チ) ファンドは受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

③ 運用報告書の作成

委託会社は、計算期間末ごとおよび償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。



④ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

⑥ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑦ その他

- (イ) 各ファンドについて、法令の定めるところにより、計算期間末から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。
- (ロ) 受託会社は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します。）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 換金に関する請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で一部解約の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

＊買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2024年10月9日から2025年4月8日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,505,707	6,732,945
投資信託受益証券	9,946	9,948
投資証券	303,875,099	297,694,439
未収利息	16	64
流動資産合計	309,390,768	304,437,396
資産合計	309,390,768	304,437,396
負債の部		
流動負債		
未払金	—	1,040,800
未払解約金	3,103	3,410
未払受託者報酬	44,965	50,950
未払委託者報酬	1,468,774	1,664,341
その他未払費用	87,316	141,324
流動負債合計	1,604,158	2,900,825
負債合計	1,604,158	2,900,825
純資産の部		
元本等		
元本	211,291,852	210,925,766
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	96,494,758	90,610,805
（分配準備積立金）	64,564,954	76,076,776
元本等合計	307,786,610	301,536,571
純資産合計	307,786,610	301,536,571
負債純資産合計	309,390,768	304,437,396

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
営業収益		
受取配当金	11,756,472	13,512,072
受取利息	1,627	4,362
有価証券売買等損益	△1,610,127	△17,367,539
営業収益合計	10,147,972	△3,851,105
営業費用		
受託者報酬	44,965	50,950
委託者報酬	1,468,774	1,664,341
その他費用	87,372	141,324
営業費用合計	1,601,111	1,856,615
営業利益又は営業損失（△）	8,546,861	△5,707,720
経常利益又は経常損失（△）	8,546,861	△5,707,720
当期純利益又は当期純損失（△）	8,546,861	△5,707,720
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	553,266	10,376
期首剰余金又は期首欠損金（△）	62,511,015	96,494,758
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,661,769	37,356
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	29,661,769	37,356
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,671,621	203,213
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,671,621	203,213
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	96,494,758	90,610,805

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第18期計算期間末（2024年10月 8日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第19期計算期間末（2025年 4月 8日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	151,843,649円	211,291,852円
	期中追加設定元本額	68,327,092円	80,194円
	期中一部解約元本額	8,878,889円	446,280円
2.	計算期間末日における受益権の総数	211,291,852口	210,925,766口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	－円	－円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日		第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
計算期間末における分配対象収益額は189,744,949円（1万口当たり8,980円）ですが、分配を行っておりません。		計算期間末における分配対象収益額は201,066,708円（1万口当たり9,532円）ですが、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額 10,001,994円	A	費用控除後の配当等収益額 11,647,597円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 125,179,995円	C	収益調整金額 124,989,932円
D	分配準備積立金額 54,562,960円	D	分配準備積立金額 64,429,179円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 189,744,949円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 201,066,708円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 211,291,852口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 210,925,766口
G	1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000） 8,980円	G	1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000） 9,532円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額（F×H／10,000） 0円	I	分配金額（F×H／10,000） 0円

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はあり ません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳 簿価額と近似しているため、当該金融商 品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する 注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	5	2
投資証券	△1,772,481	△17,343,893
合計	△1,772,476	△17,343,891

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4567円 (14,567円)
	1.4296円 (14,296円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	円	C A マネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	9,948	
		小計 銘柄数：1	9,924	9,948	
		組入時価比率：0.0%		100.0%	
	合計			9,948	
投資証券	円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I10シェアクラス、ユーロ)	57,370.291	297,694,439	
		小計 銘柄数：1	57,370.291	297,694,439	
		組入時価比率：98.7%		100.0%	
	合計			297,694,439	
合計				297,704,387	

（注）比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2024年10月9日から2025年4月8日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,063,719	2,787,450
投資信託受益証券	79,571	79,587
投資証券	141,206,563	105,518,586
派生商品評価勘定	—	6,461
未収利息	9	26
流動資産合計	144,349,862	108,392,110
資産合計	144,349,862	108,392,110
負債の部		
流動負債		
未払金	—	465,328
未払解約金	86	4,060
未払受託者報酬	26,401	21,737
未払委託者報酬	862,395	710,014
その他未払費用	81,463	87,191
流動負債合計	970,345	1,288,330
負債合計	970,345	1,288,330
純資産の部		
元本等		
元本	85,391,250	64,021,531
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	57,988,267	43,082,249
（分配準備積立金）	86,246,876	71,539,119
元本等合計	143,379,517	107,103,780
純資産合計	143,379,517	107,103,780
負債純資産合計	144,349,862	108,392,110

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
営業収益		
受取配当金	10,885,262	9,201,707
受取利息	590	2,589
有価証券売買等損益	△3,115,293	△7,916,122
為替差損益	△3,814,910	2,297,328
営業収益合計	3,955,649	3,585,502
営業費用		
受託者報酬	26,401	21,737
委託者報酬	862,395	710,014
その他費用	81,516	87,191
営業費用合計	970,312	818,942
営業利益又は営業損失（△）	2,985,337	2,766,560
経常利益又は経常損失（△）	2,985,337	2,766,560
当期純利益又は当期純損失（△）	2,985,337	2,766,560
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	995,960	3,211,932
期首剰余金又は期首欠損金（△）	62,321,376	57,988,267
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,926,269	182,311
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,926,269	182,311
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,248,755	14,642,957
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,248,755	14,642,957
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	57,988,267	43,082,249

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
3.収益及び費用の計上基準	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第18期計算期間末（2024年10月 8日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第19期計算期間末（2025年 4月 8日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	96,104,528円	85,391,250円
	期中追加設定元本額	12,635,216円	236,681円
	期中一部解約元本額	23,348,494円	21,606,400円
2.	計算期間末日における受益権の総数	85,391,250口	64,021,531口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	－円	－円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日		第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
計算期間末における分配対象収益額は164,867,619円（1万口当たり19,307円）ですが、分配を行っておりません。		計算期間末における分配対象収益額は130,698,647円（1万口当たり20,414円）ですが、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額 8,669,598円	A	費用控除後の配当等収益額 7,043,942円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 78,620,743円	C	収益調整金額 59,159,528円
D	分配準備積立金額 77,577,278円	D	分配準備積立金額 64,495,177円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 164,867,619円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 130,698,647円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 85,391,250口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 64,021,531口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 19,307円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 20,414円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額 (F×H/10,000) 0円	I	分配金額 (F×H/10,000) 0円

(金融商品に関する注記)

I.金融商品の状況に関する事項

項目	第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
1.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	40	16
投資証券	△2,562,539	△7,439,682
合計	△2,562,499	△7,439,666

（デリバティブ取引等に関する注記）

（通貨関連）

第18期計算期間末（2024年10月 8日）

該当事項はありません。

第19期計算期間末（2025年 4月 8日）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	458,812	-	465,273	6,461
	米ドル	458,812	-	465,273	6,461
合計		458,812	-	465,273	6,461

（注）時価の算定方法

- 原則として計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6791円 (16,791円)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6729円 (16,729円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	円	C A マネープールファンド(適格機関投資家専用)	79,389	79,587	
		小計	銘柄数：1	79,389	79,587
			組入時価比率：0.1%		100.0%
	合計			79,587	
投資証券	米ドル	ストラクチャ-欧州ハイ・イールド・ボンド（IH5シェアクラス、米ドル）	22,923.696	714,073.13	
		小計	銘柄数：1	22,923.696	714,073.13
			組入時価比率：98.5%		(105,518,586) 100.0%
	合計			105,518,586 (105,518,586)	
合計				105,598,173 (105,518,586)	

(有価証券明細表注記)

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3.比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2024年10月9日から2025年4月8日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	628,469	625,528
投資信託受益証券	9,946	9,948
投資証券	28,667,677	25,467,156
派生商品評価勘定	—	1,327
未収利息	1	5
流動資産合計	29,306,093	26,103,964
資産合計	29,306,093	26,103,964
負債の部		
流動負債		
未払金	—	104,559
未払解約金	88	5,717
未払受託者報酬	5,198	4,743
未払委託者報酬	169,748	154,952
その他未払費用	14,962	17,027
流動負債合計	189,996	286,998
負債合計	189,996	286,998
純資産の部		
元本等		
元本	18,425,363	18,464,014
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,690,734	7,352,952
（分配準備積立金）	17,671,897	19,462,264
元本等合計	29,116,097	25,816,966
純資産合計	29,116,097	25,816,966
負債純資産合計	29,306,093	26,103,964

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
営業収益		
受取配当金	2,313,680	2,017,985
受取利息	97	425
有価証券売買等損益	△926,444	△1,961,788
為替差損益	△88,684	△3,240,139
営業収益合計	1,298,649	△3,183,517
営業費用		
支払利息	43	—
受託者報酬	5,198	4,743
委託者報酬	169,748	154,952
その他費用	14,969	17,027
営業費用合計	189,958	176,722
営業利益又は営業損失（△）	1,108,691	△3,360,239
経常利益又は経常損失（△）	1,108,691	△3,360,239
当期純利益又は当期純損失（△）	1,108,691	△3,360,239
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	462,691	△2,101
期首剰余金又は期首欠損金（△）	9,855,152	10,690,734
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,961,921	49,503
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,961,921	49,503
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,772,339	29,147
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,772,339	29,147
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,690,734	7,352,952

(3) 【注記表】
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第18期計算期間末（2024年10月 8日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第19期計算期間末（2025年 4月 8日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	19,119,081円	18,425,363円
	期中追加設定元本額	10,052,547円	89,073円
	期中一部解約元本額	10,746,265円	50,422円
2.	計算期間末日における受益権の総数	18,425,363口	18,464,014口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	－円	－円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日		第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は36,552,964円 （1万口当たり19,838円）ですが、分配を行っており ません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は38,473,123円 （1万口当たり20,836円）ですが、分配を行っており ません。	
A	費用控除後の配当等収益額 1,734,850円	A	費用控除後の配当等収益額 1,838,480円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 18,881,067円	C	収益調整金額 19,010,859円
D	分配準備積立金額 15,937,047円	D	分配準備積立金額 17,623,784円
E	当ファンドの分配対象収益額 （A+B+C+D） 36,552,964円	E	当ファンドの分配対象収益額 （A+B+C+D） 38,473,123円
F	当ファンドの期末残存受益権口 数 18,425,363口	F	当ファンドの期末残存受益権口 数 18,464,014口
G	1万口当たり分配対象収益額 （E／F×10,000） 19,838円	G	1万口当たり分配対象収益額 （E／F×10,000） 20,836円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額（F×H／10,000） 0円	I	分配金額（F×H／10,000） 0円

(金融商品に関する注記)

I.金融商品の状況に関する事項

項目	第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
1.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。 リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		同左
3.金融商品に係るリスク管理体制		同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	5	2
投資証券	△717,953	△1,961,790
合計	△717,948	△1,961,788

(デリバティブ取引等に関する注記)

(通貨関連)

第18期計算期間末（2024年10月 8日）

該当事項はありません。

第19期計算期間末（2025年 4月 8日）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	103,220	-	104,547	1,327
	オーストラリアドル	103,220	-	104,547	1,327
合計		103,220	-	104,547	1,327

(注)時価の算定方法

- 原則として計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)
1.5802円 (15,802円)	1.3982円 (13,982円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考	
投資信託受益証券	円	C Aマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	9,948		
		小計銘柄数：1	9,924	9,948		
		組入時価比率：0.0%		100.0%		
	合計			9,948		
投資証券	オーストラリアドル	ストラクチャラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(IH3シェアクラス、豪ドル)	9,849.802	286,727.73		
		小計銘柄数：1	9,849.802	286,727.73		
		組入時価比率：98.6%		(25,467,156)	100.0%	
	合計			25,467,156	(25,467,156)	
合計				25,477,104	(25,467,156)	

(有価証券明細表注記)

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3.比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2024年10月9日から2025年4月8日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	341,866	345,827
投資信託受益証券	9,946	9,948
投資証券	16,282,304	13,884,164
未収利息	1	3
流動資産合計	16,634,117	14,239,942
資産合計	16,634,117	14,239,942
負債の部		
流動負債		
未払解約金	104	3,902
未払受託者報酬	3,030	2,616
未払委託者報酬	98,727	85,373
その他未払費用	12,566	10,541
流動負債合計	114,427	102,432
負債合計	114,427	102,432
純資産の部		
元本等		
元本	9,035,639	8,157,012
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,484,051	5,980,498
（分配準備積立金）	12,631,367	12,194,457
元本等合計	16,519,690	14,137,510
純資産合計	16,519,690	14,137,510
負債純資産合計	16,634,117	14,239,942

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
営業収益		
受取配当金	1,347,012	1,315,062
受取利息	27	246
有価証券売買等損益	△1,950,558	△1,947,468
営業収益合計	△603,519	△632,160
営業費用		
受託者報酬	3,030	2,616
委託者報酬	98,727	85,373
その他費用	12,575	10,541
営業費用合計	114,332	98,530
営業利益又は営業損失（△）	△717,851	△730,690
経常利益又は経常損失（△）	△717,851	△730,690
当期純利益又は当期純損失（△）	△717,851	△730,690
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	38,132	43,032
期首剰余金又は期首欠損金（△）	11,341,424	7,484,051
剰余金増加額又は欠損金減少額	432,559	205,851
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	432,559	205,851
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,533,949	935,682
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,533,949	935,682
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,484,051	5,980,498

(3) 【注記表】
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第18期計算期間末（2024年10月 8日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第19期計算期間末（2025年 4月 8日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	12,423,175円	9,035,639円
	期中追加設定元本額	488,259円	254,140円
	期中一部解約元本額	3,875,795円	1,132,767円
2.	計算期間末日における受益権の総数	9,035,639口	8,157,012口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	－円	－円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日		第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は20,667,988円（1万口当たり22,873円）ですが、分配を行っておりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は19,797,832円（1万口当たり24,270円）ですが、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額 1,132,088円	A	費用控除後の配当等収益額 1,118,925円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 8,036,621円	C	収益調整金額 7,603,375円
D	分配準備積立金額 11,499,279円	D	分配準備積立金額 11,075,532円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 20,667,988円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 19,797,832円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 9,035,639口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 8,157,012口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E／F×10,000) 22,873円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E／F×10,000) 24,270円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額 (F×H／10,000) 0円	I	分配金額 (F×H／10,000) 0円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	5	2
投資証券	△1,904,039	△1,881,988
合計	△1,904,034	△1,881,986

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報に関する注記）

第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8283円 (18,283円)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7332円 (17,332円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	円	C A マネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	9,948	
		小計銘柄数：1	9,924	9,948	
		組入時価比率：0.1%		100.0%	
	合計			9,948	
投資証券	円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルリアル(14シェアクラス、円)	4,728.939	13,884,164	
		小計銘柄数：1	4,728.939	13,884,164	
		組入時価比率：98.2%		100.0%	
	合計			13,884,164	
合計				13,894,112	

（注）比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2024年10月9日から2025年4月8日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,198,450	1,098,181
投資信託受益証券	9,946	9,948
投資証券	59,816,118	54,830,821
未収利息	3	10
流動資産合計	61,024,517	55,938,960
資産合計	61,024,517	55,938,960
負債の部		
流動負債		
未払解約金	390	5,365
未払受託者報酬	9,960	9,928
未払委託者報酬	325,354	324,290
その他未払費用	30,766	32,975
流動負債合計	366,470	372,558
負債合計	366,470	372,558
純資産の部		
元本等		
元本	30,265,002	30,433,728
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,393,045	25,132,674
（分配準備積立金）	43,939,244	47,392,346
元本等合計	60,658,047	55,566,402
純資産合計	60,658,047	55,566,402
負債純資産合計	61,024,517	55,938,960

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
営業収益		
受取配当金	4,091,011	4,070,907
受取利息	173	954
有価証券売買等損益	△2,623,464	△4,599,273
為替差損益	1,139,065	△4,525,161
営業収益合計	2,606,785	△5,052,573
営業費用		
受託者報酬	9,960	9,928
委託者報酬	325,354	324,290
その他費用	30,780	32,975
営業費用合計	366,094	367,193
営業利益又は営業損失（△）	2,240,691	△5,419,766
経常利益又は経常損失（△）	2,240,691	△5,419,766
当期純利益又は当期純損失（△）	2,240,691	△5,419,766
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	209,872	1,180
期首剰余金又は期首欠損金（△）	29,119,251	30,393,045
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,173,491	331,572
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,173,491	331,572
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,930,516	170,997
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,930,516	170,997
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,393,045	25,132,674

(3) 【注記表】
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第18期計算期間末（2024年10月 8日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第19期計算期間末（2025年 4月 8日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	31,283,510円	30,265,002円
	期中追加設定元本額	3,193,016円	339,398円
	期中一部解約元本額	4,211,524円	170,672円
2.	計算期間末日における受益権の総数	30,265,002口	30,433,728口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	－円	－円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日			第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
計算期間末における分配対象収益額は58,415,125円（1万口当たり19,301円）ですが、分配を行っておりません。			計算期間末における分配対象収益額は62,469,904円（1万口当たり20,526円）ですが、分配を行っておりません。		
A	費用控除後の配当等収益額	3,635,774円	A	費用控除後の配当等収益額	3,699,996円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	14,475,881円	C	収益調整金額	15,077,558円
D	分配準備積立金額	40,303,470円	D	分配準備積立金額	43,692,350円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	58,415,125円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	62,469,904円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	30,265,002口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	30,433,728口
G	1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	19,301円	G	1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	20,526円
H	1万口当たり分配金額	0円	H	1万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F×H／10,000）	0円	I	分配金額（F×H／10,000）	0円

(金融商品に関する注記)

I.金融商品の状況に関する事項

項目	第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
1.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	5	2
投資証券	△2,570,348	△4,588,414
合計	△2,570,343	△4,588,412

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)
2.0042円 (20,042円)	1.8258円 (18,258円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	円	C A マネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	9,948	
		小計 銘柄数：1	9,924	9,948	
		組入時価比率：0.0%		100.0%	
	合計		9,948		
投資証券	円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド-ブラジルリアル（I4シェアクラス、円）	6,335	18,599,560	
		小計 銘柄数：1	6,335	18,599,560	
		組入時価比率：33.5%		33.9%	
	オーストラリアドル	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド（IH3シェアクラス、豪ドル）	6,920	201,441.20	
		小計 銘柄数：1	6,920	201,441.20	
			(17,892,007)	32.6%	
	南アフリカランド	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド（IH7シェアクラス、南アフリカランド）	1,925	2,425,827.25	
		小計 銘柄数：1	1,925	2,425,827.25	
			(18,339,254)	33.4%	
	合計		54,830,821		
		(36,231,261)			
合計				54,840,769	
				(36,231,261)	

（有価証券明細表注記）

- 1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3.比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2024年10月9日から2025年4月8日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	940,324	795,724
投資信託受益証券	9,946	9,948
投資証券	40,263,653	34,922,144
未収利息	2	7
流動資産合計	41,213,925	35,727,823
資産合計	41,213,925	35,727,823
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,399	10,034
未払受託者報酬	8,973	6,425
未払委託者報酬	293,113	209,770
その他未払費用	25,979	30,024
流動負債合計	331,464	256,253
負債合計	331,464	256,253
純資産の部		
元本等		
元本	16,134,822	14,624,214
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	24,747,639	20,847,356
（分配準備積立金）	9,462,917	10,926,038
元本等合計	40,882,461	35,471,570
純資産合計	40,882,461	35,471,570
負債純資産合計	41,213,925	35,727,823

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
営業収益		
受取配当金	3,904,182	2,971,018
受取利息	171	617
有価証券売買等損益	△121,069	△1,691,280
為替差損益	△9,337,198	△2,558,841
営業収益合計	△5,553,914	△1,278,486
営業費用		
受託者報酬	8,973	6,425
委託者報酬	293,113	209,770
その他費用	26,027	30,024
営業費用合計	328,113	246,219
営業利益又は営業損失（△）	△5,882,027	△1,524,705
経常利益又は経常損失（△）	△5,882,027	△1,524,705
当期純利益又は当期純損失（△）	△5,882,027	△1,524,705
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,216,465	77,281
期首剰余金又は期首欠損金（△）	37,715,395	24,747,639
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,447,047	717,054
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,447,047	717,054
剰余金減少額又は欠損金増加額	27,749,241	3,015,351
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	27,749,241	3,015,351
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	24,747,639	20,847,356

(3) 【注記表】
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
3.収益及び費用の計上基準	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第18期計算期間末（2024年10月 8日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第19期計算期間末（2025年 4月 8日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	20,672,206円	16,134,822円
	期中追加設定元本額	10,630,616円	457,688円
	期中一部解約元本額	15,168,000円	1,968,296円
2.	計算期間末日における受益権の総数	16,134,822口	14,624,214口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	－円	－円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日			第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
計算期間末における分配対象収益額は36,337,672円（1万口当たり22,521円）ですが、分配を行っておりません。			計算期間末における分配対象収益額は35,583,286円（1万口当たり24,331円）ですが、分配を行っておりません。		
A	費用控除後の配当等収益額	2,795,225円	A	費用控除後の配当等収益額	2,601,547円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	26,874,755円	C	収益調整金額	24,657,248円
D	分配準備積立金額	6,667,692円	D	分配準備積立金額	8,324,491円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	36,337,672円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	35,583,286円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	16,134,822口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	14,624,214口
G	1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	22,521円	G	1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	24,331円
H	1万口当たり分配金額	0円	H	1万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F×H／10,000）	0円	I	分配金額（F×H／10,000）	0円

(金融商品に関する注記)

I.金融商品の状況に関する事項

項目	第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
1.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はあり ません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳 簿価額と近似しているため、当該金融商 品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する 注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	5	2
投資証券	△35,957	△1,702,942
合計	△35,952	△1,702,940

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.5338円 (25,338円)
	2.4255円 (24,255円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	円	C Aマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	9,948	
		小計銘柄数：1	9,924	9,948	
		組入時価比率：0.0%		100.0%	
	合計		9,948		
投資証券	メキシコペソ	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド（IH13シェアクラス、メキシコペソ）	5,361.399	4,883,054.98	
		小計銘柄数：1	5,361.399	4,883,054.98	
		組入時価比率：98.5%		(34,922,144)	100.0%
	合計		34,922,144	(34,922,144)	
合計				34,932,092	(34,922,144)

（有価証券明細表注記）

- 1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3.比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2024年10月9日から2025年4月8日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,721,139	10,277,872
投資信託受益証券	9,946	9,948
投資証券	532,056,510	512,351,901
未収利息	32	98
流動資産合計	542,787,627	522,639,819
資産合計	542,787,627	522,639,819
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,172	1,150,297
未払受託者報酬	81,032	92,238
未払委託者報酬	2,647,109	3,013,061
その他未払費用	178,853	249,942
流動負債合計	2,909,166	4,505,538
負債合計	2,909,166	4,505,538
純資産の部		
元本等		
元本	609,454,903	549,876,529
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△69,576,442	△31,742,248
（分配準備積立金）	332,428,834	226,627,447
元本等合計	539,878,461	518,134,281
純資産合計	539,878,461	518,134,281
負債純資産合計	542,787,627	522,639,819

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
営業収益		
受取配当金	16,766,891	14,864,169
受取利息	1,650	12,919
有価証券売買等損益	91,769,694	70,108,895
為替差損益	△44,814,921	△53,651,451
営業収益合計	63,723,314	31,334,532
営業費用		
受託者報酬	81,032	92,238
委託者報酬	2,647,109	3,013,061
その他費用	178,925	249,942
営業費用合計	2,907,066	3,355,241
営業利益又は営業損失（△）	60,816,248	27,979,291
経常利益又は経常損失（△）	60,816,248	27,979,291
当期純利益又は当期純損失（△）	60,816,248	27,979,291
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,001,250	15,806,240
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△90,820,122	△69,576,442
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,559,029	25,661,143
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,559,029	24,934,192
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	726,951
剰余金減少額又は欠損金増加額	49,130,347	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	49,130,347	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△69,576,442	△31,742,248

(3) 【注記表】
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第18期計算期間末（2024年10月 8日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第19期計算期間末（2025年 4月 8日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	411,021,023円	609,454,903円
	期中追加設定元本額	256,473,683円	183,650,528円
	期中一部解約元本額	58,039,803円	243,228,902円
2.	計算期間末日における受益権の総数	609,454,903口	549,876,529口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	69,576,442円	31,742,248円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日		第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は854,807,496円（1万口当たり14,025円）ですが、分配を行っておりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は783,541,173円（1万口当たり14,249円）ですが、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額 15,516,213円	A	費用控除後の配当等収益額 10,299,333円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 522,378,662円	C	収益調整金額 556,913,726円
D	分配準備積立金額 316,912,621円	D	分配準備積立金額 216,328,114円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 854,807,496円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 783,541,173円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 609,454,903口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 549,876,529口
G	1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000） 14,025円	G	1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000） 14,249円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額（F×H／10,000） 0円	I	分配金額（F×H／10,000） 0円

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。 保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制		同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はあり ません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳 簿価額と近似しているため、当該金融商 品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する 注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	5	2
投資証券	90,836,666	55,915,457
合計	90,836,671	55,915,459

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8858円 (8,858円)
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)
	0.9423円 (9,423円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考	
投資信託受益証券	円	C Aマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	9,948		
		小計銘柄数：1	9,924	9,948		
		組入時価比率：0.0%		100.0%		
	合計			9,948		
投資証券	リラ	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド（IH12シェアクラス、トルコリラ）	246,794.24	131,679,534.69		
		小計銘柄数：1	246,794.24	131,679,534.69		
		組入時価比率：98.9%		(512,351,901)	100.0%	
	合計			512,351,901	(512,351,901)	
合計				512,361,849	(512,351,901)	

(有価証券明細表注記)

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3.比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2024年10月9日から2025年4月8日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	545,373	1,470,271
投資信託受益証券	9,946	9,948
投資証券	27,293,923	74,414,220
未収利息	1	14
流動資産合計	27,849,243	75,894,453
資産合計	27,849,243	75,894,453
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	4,692	11,475
未払委託者報酬	153,288	374,989
その他未払費用	23,071	17,798
流動負債合計	181,051	404,262
負債合計	181,051	404,262
純資産の部		
元本等		
元本	24,826,417	69,492,493
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,841,775	5,997,698
（分配準備積立金）	12,109,017	14,989,535
元本等合計	27,668,192	75,490,191
純資産合計	27,668,192	75,490,191
負債純資産合計	27,849,243	75,894,453

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
営業収益		
受取配当金	1,379,678	3,494,078
受取利息	69	1,810
有価証券売買等損益	△699,544	△5,133,948
営業収益合計	680,203	△1,638,060
営業費用		
受託者報酬	4,692	11,475
委託者報酬	153,288	374,989
その他費用	23,078	17,798
営業費用合計	181,058	404,262
営業利益又は営業損失（△）	499,145	△2,042,322
経常利益又は経常損失（△）	499,145	△2,042,322
当期純利益又は当期純損失（△）	499,145	△2,042,322
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,576	13,107
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,557,522	2,841,775
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,698	5,330,959
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,698	5,330,959
剰余金減少額又は欠損金増加額	246,014	119,607
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	246,014	119,607
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,841,775	5,997,698

(3) 【注記表】
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第18期計算期間末（2024年10月 8日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第19期計算期間末（2025年 4月 8日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	27,118,484円	24,826,417円
	期中追加設定元本額	342,630円	45,706,724円
	期中一部解約元本額	2,634,697円	1,040,648円
2.	計算期間末日における受益権の総数	24,826,417口	69,492,493口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	－円	－円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日		第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は18,670,816円（1万口当たり7,520円）ですが、分配を行っておりません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は55,707,568円（1万口当たり8,016円）ですが、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額 1,153,130円	A	費用控除後の配当等収益額 3,058,560円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 6,561,799円	C	収益調整金額 40,718,033円
D	分配準備積立金額 10,955,887円	D	分配準備積立金額 11,930,975円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 18,670,816円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 55,707,568円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 24,826,417口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 69,492,493口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E／F×10,000) 7,520円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E／F×10,000) 8,016円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額 (F×H／10,000) 0円	I	分配金額 (F×H／10,000) 0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
1.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	5	2
投資証券	△651,970	△5,119,219
合計	△651,965	△5,119,217

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期計算期間 自 2024年 4月 9日 至 2024年10月 8日	第19期計算期間 自 2024年10月 9日 至 2025年 4月 8日
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報に関する注記）

第18期計算期間末 (2024年10月 8日)	第19期計算期間末 (2025年 4月 8日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1145円 (11,145円)
	1.0863円 (10,863円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	円	C Aマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,924	9,948	
		小計銘柄数：1	9,924	9,948	
		組入時価比率：0.0%		100.0%	
	合計			9,948	
投資証券	円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド（IH9シェアクラス、円）	16,610.317	74,414,220	
		小計銘柄数：1	16,610.317	74,414,220	
		組入時価比率：98.6%		100.0%	
	合計			74,414,220	
合計				74,424,168	

（注）比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞

2025年4月末日現在

I 資産総額	311,925,953円
II 負債総額	228,044円
III 純資産総額（I－II）	311,697,909円
IV 発行済口数	210,927,602口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4777円
（1万口当たり純資産額）	（14,777円）

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞

2025年4月末日現在

I 資産総額	95,571,966円
II 負債総額	77,743円
III 純資産総額（I－II）	95,494,223円
IV 発行済口数	57,477,797口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6614円
（1万口当たり純資産額）	（16,614円）

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞

2025年4月末日現在

I 資産総額	27,238,266円
II 負債総額	22,649円
III 純資産総額（I－II）	27,215,617円
IV 発行済口数	18,475,228口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4731円
（1万口当たり純資産額）	（14,731円）

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞

2025年4月末日現在

I 資産総額	14,644,896円
II 負債総額	13,157円
III 純資産総額（I－II）	14,631,739円
IV 発行済口数	8,134,404口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7987円
（1万口当たり純資産額）	（17,987円）

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年２回決算型＞

2025年4月末日現在

I 資産総額	58,160,180円
II 負債総額	45,997円
III 純資産総額（I－II）	58,114,183円
IV 発行済口数	30,443,746口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9089円
（1万口当たり純資産額）	（19,089円）

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年２回決算型＞

2025年4月末日現在

I 資産総額	37,386,384円
II 負債総額	34,919円
III 純資産総額（I－II）	37,351,465円
IV 発行済口数	14,647,055口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.5501円
（1万口当たり純資産額）	（25,501円）

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年２回決算型＞

2025年4月末日現在

I 資産総額	519,130,848円
II 負債総額	1,072,711円
III 純資産総額（I－II）	518,058,137円
IV 発行済口数	542,260,354口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9554円
（1万口当たり純資産額）	（9,554円）

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年２回決算型＞

2025年4月末日現在

I 資産総額	77,567,201円
II 負債総額	55,306円
III 純資産総額（I－II）	77,511,895円
IV 発行済口数	69,492,953口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1154円
（1万口当たり純資産額）	（11,154円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、各ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書作成日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

①委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は、アムンディ・アセットマネジメント（パリ）のグローバル・インベストメント・コミッティーの投資方針、以下の各委員会の決定・フィードバックおよび、運用本部所属の各部における運用戦略会議に基づき行われ、リード・ポートフォリオ・マネジャーの責任のもと、定められたプロセスに則りポートフォリオの見直し、個別銘柄の選択および売買に関する指図が行われます。



投資政策委員会

運用に関する最高意思決定機関として、当社が投資一任または投資信託業務において提供する投資戦略を対象に、その投資プロセスやリスク管理等の妥当性、並びに既存の投資戦略において発生する重大な変更に関し、討議、承認を行います。

リスク委員会

運用方針・ガイドライン等の順守状況の確認、パフォーマンス評価およびフィードバックを行います。

インベストメント・レビュー委員会

1）当社がファンドまたはアカウントを通じて提供する戦略の運用実績及び投資環境、2）当社が運用を外部に委託したファンドのパフォーマンス状況等、について運用各部より報告を受けるとともに精査を行います。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。ま

た「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 営業の概況

委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産（百万円）
単位型株式投資信託	12	29,256
追加型株式投資信託	113	2,720,967
合 計	125	2,750,224

（2025年4月末日現在）

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 43 期 (2023年 12月 31日)		第 44 期 (2024年 12月 31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		9,546,932		9,520,265
前払費用		60,747		69,841
未収入金		29,370		27,990
未収委託者報酬		1,961,693		2,163,372
未収運用受託報酬		1,117,470		1,144,282
未収投資助言報酬		7,182		10,412
未収収益	*1	982,786	*1	869,812
立替金		46,947		46,607
その他		1,425		2,290
流動資産合計		13,754,555		13,854,875
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	439,217	*2	407,033
車両運搬具(純額)		-	*2	271
器具備品(純額)	*2	147,366	*2	118,777
有形固定資産合計		586,583		526,083
無形固定資産				
ソフトウェア		22,005		31,324
ソフトウェア仮勘定		17,463		-
のれん		433,170		379,024
無形固定資産合計		472,639		410,349
投資その他の資産				
金銭の信託		940		1,108,127
投資有価証券		1,086		2,509
長期差入保証金		233,497		234,153
繰延税金資産		271,850		262,423
投資その他の資産合計		507,374		1,607,214
固定資産合計		1,566,598		2,543,647
資産合計		15,321,153		16,398,522

(単位：千円)

	第 43 期 (2023年 12月 31日)	第 44 期 (2024年 12月 31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	191,778	158,562
未払償還金	686	686
未払手数料	797,813	919,674
その他未払金	332,128	397,911
未払費用	226,016	247,760
未払法人税等	629,616	686,360
未払消費税等	187,657	291,355
賞与引当金	695,744	636,328
役員賞与引当金	135,057	113,497
流動負債合計	3,196,499	3,452,137
固定負債		
退職給付引当金	82,040	28,890
賞与引当金	38,182	36,472
役員賞与引当金	102,113	96,257
資産除去債務	147,505	148,631
固定負債合計	369,842	310,252
負債合計	3,566,341	3,762,390
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	-	-
資本剰余金合計	1,076,268	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	110,092	110,092
その他利益剰余金	9,368,501	10,233,274
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	7,768,501	8,633,274
利益剰余金合計	9,478,594	10,343,367
株主資本合計	11,754,862	12,619,635
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△50	16,496
評価・換算差額等合計	△50	16,496
純資産合計	11,754,811	12,636,132
負債純資産合計	15,321,153	16,398,522

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 43 期 (自2023年 1月 1日 至2023年 12月 31日)	第 44 期 (自2024年 1月 1日 至2024年 12月 31日)
営業収益		
委託者報酬	7,179,471	10,275,770
運用受託報酬	2,924,832	3,861,458
投資助言報酬	20,845	28,476
その他営業収益	1,816,212	1,901,290
営業収益合計	11,941,362	16,066,995
営業費用		
支払手数料	3,968,976	5,390,360
広告宣伝費	39,431	50,650
調査費	768,412	907,754
委託調査費	565,189	2,084,794
委託計算費	17,347	16,946
通信費	17,751	11,585
印刷費	49,465	53,204
協会費	18,395	19,389
営業費用合計	5,444,970	8,534,686
一般管理費		
役員報酬	172,049	82,497
給料・手当	2,159,125	2,222,844
賞与	2,721	1,281
役員賞与	35,607	23,283
役員退職金	3,166	-
交際費	12,602	10,999
旅費交通費	61,286	62,098
租税公課	89,355	97,107
不動産賃借料	165,237	162,590
賞与引当金繰入	667,679	500,817
役員賞与引当金繰入	147,108	64,957
退職給付費用	108,439	111,360
固定資産減価償却費	75,980	75,904
商標権償却	10	-
のれん償却	54,146	54,146
福利厚生費	304,643	311,861
諸経費	351,495	357,236
一般管理費合計	4,410,656	4,138,987
営業利益	2,085,735	3,393,321
営業外収益		
役員賞与引当金戻入額	83,027	-
賞与引当金戻入額	36,929	-
退職給付引当金戻入額	-	16,854
受取利息	4	9
為替差益	88,564	42,124
雑収入	4,735	836
営業外収益合計	213,261	59,824
営業外費用		
有価証券売却損	-	73,011
雑損失	505	1,722
営業外費用合計	505	74,734
経常利益	2,298,491	3,378,411
税引前当期純利益	2,298,491	3,378,411
法人税、住民税及び事業税	752,388	1,011,514
法人税等調整額	△54,273	2,123
法人税等合計	698,115	1,013,638
当期純利益	1,600,376	2,364,773

（３）【株主資本等変動計算書】

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,092	1,600,000	6,788,124	8,498,217	10,774,485
当期変動額					
剰余金の配当			△ 620,000	△ 620,000	△ 620,000
当期純利益			1,600,376	1,600,376	1,600,376
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			980,376	980,376	980,376
当期末残高	110,092	1,600,000	7,768,501	9,478,594	11,754,862

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△76	△76	10,774,409
当期変動額			
剰余金の配当			△ 620,000
当期純利益			1,600,376
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	25	25	25
当期変動額合計	25	25	980,402
当期末残高	△50	△50	11,754,811

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,092	1,600,000	7,768,501	9,478,594	11,754,862
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,500,000	△ 1,500,000	△ 1,500,000
当期純利益			2,364,773	2,364,773	2,364,773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			864,773	864,773	864,773
当期末残高	110,092	1,600,000	8,633,274	10,343,367	12,619,635

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△50	△50	11,754,811
当期変動額			
剰余金の配当			△ 1,500,000
当期純利益			2,364,773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	16,547	16,547	16,547
当期変動額合計	16,547	16,547	881,320
当期末残高	16,496	16,496	12,636,132

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～18年
車両運搬具	4年
器具備品	2年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては合理的に算定した償却期間(10年) に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

役員と従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

① 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

② 運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

③ その他営業収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

第43期（2023年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

未収収益 782,558 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物 48,570 千円

器具備品 123,877 千円

第44期（2024年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

未収収益 624,335 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物 80,754 千円

車両運搬具 46 千円

器具備品 135,223 千円

（損益計算書関係）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年3月27日 定時株主総会	普通株式	620,000	258円33銭	2022年12月31日	2023年3月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,500,000	利益剰余金	625円00銭	2023年12月31日	2024年3月29日

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,500,000	625円00銭	2023年12月31日	2024年3月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月31日 定時株主総会	普通株式	1,200,000	利益剰余金	500円00銭	2024年12月31日	2025年3月31日

(リース取引関係)

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第43期 (2023年12月31日)	第44期 (2024年12月31日)
1年内	199,590 千円	198,333 千円
1年超	314,028 千円	115,694 千円
合計	513,618 千円	314,028 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料、未払費用、その他未払金及び未払法人税等は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シード・マネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第43期（2023年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	233,497	225,234	8,263
資産計	233,497	225,234	8,263

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

未払法人税等

第44期（2024年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
金銭の信託	1,108,127	1,108,127	-
長期差入保証金	234,153	223,047	11,106
資産計	1,342,281	1,331,174	11,106

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

その他未払金

未払法人税等

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第43期（2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（2024年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	1,108,127	-	1,108,127
資産計	-	1,108,127	-	1,108,127

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第43期（2023年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	225,234	-	225,234
資産計	-	225,234	-	225,234

第44期（2024年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	223,047	-	223,047
資産計	-	223,047	-	223,047

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第43期(2023年12月31日)

該当事項はありません。

第44期(2024年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

第43期(2023年12月31日)

該当事項はありません。

第44期(2024年12月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

第43期(2023年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	2,100	2,026	△73
	小計	2,100	2,026	△73
合計		2,100	2,026	△73

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第44期(2024年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	1,086,860	1,110,637	23,777
	小計	1,086,860	1,110,637	23,777
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,086,860	1,110,637	23,777

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	377,537	36,537	109,507
投資信託	1,058	-	41

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	131,781	82,040
退職給付費用	71,059	73,760
退職給付の支払額	△14,145	-
制度への拠出額	△106,654	△126,910
退職給付引当金の期末残高	82,040	28,890

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第43期 (2023年12月31日)	第44期 (2024年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	826,161	912,117
年金資産	758,709	884,966
	67,451	27,150
非積立型制度の退職給付債務	14,589	1,740
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	82,040	28,890
退職給付に係る負債	82,040	28,890
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	82,040	28,890

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 71,059千円 当事業年度 73,760千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度37,380千円、当事業年度37,600千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第43期 (2023年12月31日)	第44期 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
前受収益償却額	18,984 千円	11,635 千円
未払費用否認額	55,274 千円	65,489 千円
繰延資産償却額	4,458 千円	4,457 千円
未払事業税	34,321 千円	37,854 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	224,728 千円	206,011 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	22,347 千円	203 千円
減価償却資産	127 千円	78 千円
資産除去債務	45,166 千円	45,511 千円
その他有価証券評価差額金	22 千円	- 千円
未払事業所税	2,745 千円	2,659 千円
その他	587 千円	- 千円
繰延税金資産小計	408,764 千円	373,901 千円
評価性引当額	△96,014 千円	△62,793 千円
繰延税金資産合計	312,750 千円	311,108 千円
繰延税金負債		
資産除去債務	△ 40,900 千円	△ 38,491 千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	△ 7,280 千円
その他	- 千円	△ 2,912 千円
繰延税金負債合計	△ 40,900 千円	△ 48,684 千円
繰延税金資産の純額	271,850 千円	262,423 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第43期 (2023年12月31日)	第44期 (2024年12月31日)
法定実効税率	法定実行税率と税効果	法定実行税率と税効果
(調整)	会計適用後の法人税等	会計適用後の法人税等
交際費等永久に損金に算入されない項目	の負担率との間の差異	の負担率との間の差異
評価性引当金額	が法定実行税率の100	が法定実行税率の100
過年度法人税等	分の5以下であるため	分の5以下であるため
住民税均等割等	注記を省略しております。	注記を省略しております。
その他	す。	す。
税効果会計適用後の法人税などの負担率		

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)
期首残高	146,387 千円	147,505 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	1,117 千円	1,126 千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円	- 千円
期末残高	147,505 千円	148,631 千円

（収益認識関係）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位:千円）

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	7,179,471	-	7,179,471
運用受託報酬	2,707,597	217,235	2,924,832
投資助言報酬	20,845	-	20,845
その他営業収益	1,816,212	-	1,816,212
合計	11,724,127	217,235	11,941,362

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益の計上基準に記載の通りであります。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位:千円）

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	10,275,770	-	10,275,770
運用受託報酬	2,853,205	1,008,252	3,861,458
投資助言報酬	28,476	-	28,476
その他営業収益	1,901,290	-	1,901,290
合計	15,058,742	1,008,252	16,066,995

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益の計上基準に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）及び第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	フランス	ルクセンブルグ	その他	合計
8,187,590	2,046,802	1,602,304	104,665	11,941,362

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	フランス	その他	合計
12,151,597	2,334,334	1,462,391	118,672	16,066,995

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス パリ市	1,143,615 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接 100%	投資信託、投資顧問 契約の再委任等 役員の兼任	運用受託報酬 *1	555,980	未収運用 受託報酬	223,246
							情報提供、コンサル ティング料(そ の他営業収益) *1	975,845	未収収益	782,558

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,785 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	923,902	未収運用受託報酬	269,929

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アムンディアセットマネジメント	フランス パリ市	1,143,615 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接 100%	投資信託、投資顧問 契約の再委任等 役員の兼任	運用受託報酬 *1	276,507	未収運用報酬	76,260
							情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	921,489	未収収益	624,335

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,785 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	1,528,422	未収運用受託報酬	422,608
							情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	803,762	未収収益	177,404

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

(1株当たり情報)

	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)
1株当たり純資産額	4,897.83 円	5,265.05 円
1株当たり当期純利益金額	666.82 円	985.32 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)
当期純利益（千円）	1,600,376	2,364,773
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,600,376	2,364,773
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

(重要な後発事象)

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末日現在)	事 業 の 内 容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 株式会社日本カストディ銀行
- ・資本金の額 : 51,000百万円（2024年3月末日現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として募集の取扱および販売を行い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2)目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3)交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、各ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表・写真等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5)請求目論見書の巻末に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。
- (6)交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7)目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

その他の情報については、委託会社のインターネットホームページアドレス（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

独立監査人の監査報告書

2025年2月27日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞の2024年10月9日から2025年4月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞の2025年4月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞の2024年10月9日から2025年4月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞の2025年4月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞の2024年10月9日から2025年4月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）＜年2回決算型＞の2025年4月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞の2024年10月9日から2025年4月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞の2025年4月8日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞の2024年10月9日から2025年4月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）＜年2回決算型＞の2025年4月8日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞の2024年10月9日から2025年4月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）＜年2回決算型＞の2025年4月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞の2024年10月9日から2025年4月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞の2025年4月8日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞の2024年10月9日から2025年4月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）＜年2回決算型＞の2025年4月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。